

事業概要

平成 29 年度



広島県西部厚生環境事務所
広島県西部保健所

■ シンボルマーク



緑の三日月を伏せたような形は、自然豊かな県西部地域を表し、その中に宮島の大鳥居と同じ朱色のマルで「広島県西部厚生環境事務所・保健所」を表現しています。

「輝く人とまち、清らかな水と大地のために」のロゴは、私たちの使命として、地域やそこに暮らす全ての人が生き生きと輝き、豊かな自然や環境が守られ、次の世代へ引き継がれていくようにサポートしていくとの思いを込め、美しい瀬戸内海をイメージした青色の文字で表現しています。

目 次

【第1部】

概 況

1	管内の概況	1
	市町別主要指標	2
2	管内図	3
3	行政組織	4
4	沿革	5
5	常設の相談等の実施計画（健康相談日）	6

【第2部】

主要事業の概要

1	地域保健福祉対策	7
2	地域福祉活動対策	7
3	高齢者保健福祉対策	8
4	身体障害者（児）・知的障害者（児）福祉対策	8
5	母子・父子・寡婦福祉対策	9
6	児童福祉対策	9
7	医療対策	9
8	災害対策	10
9	地域支援対策	10
10	健康増進・栄養改善対策	11
11	感染症対策	12
12	歯科保健対策	13
13	精神保健福祉対策	14
14	難病対策	14
15	母子保健対策	15
16	食品衛生対策	16
17	生活衛生対策	17
18	薬事対策	17
19	環境保全対策	18
20	廃棄物対策	20
21	試験検査業務	21

【第3部】

資料

管内の主要な行政客体一覧

管内の状況 一覧（その1）	24
管内の状況 一覧（その2）	25

人口動態

(1) 人口動態総覧 市町・年次別	26
(2) 選択死因別死亡者数	28
(3) 主要死因別標準化死亡比	29
用語の解説等	30

地域保健福祉対策

(1) 保健福祉関係学生の実習受入れ状況	31
(2) 衛生教育の実施状況	31
(3) 市町指導の状況	32
(4) 圏域地域保健対策協議会の状況	32
(5) 医師臨床研修受入れ状況	33

高齢者福祉対策

(1) 介護保険指定事業所・施設の指定状況（主体別）	34
(2) 介護保険指定事業所・施設の指定状況（所在地別）	35
(3) 実地指導等件数	36
(4) 在宅医療推進医の配置状況	36

児童・母子・父子・寡婦福祉対策

(1) 母子福祉資金の貸付状況	37
(2) 父子福祉資金の貸付状況	37
(3) 寡婦福祉資金の貸付状況	38
(4) 保育所の状況	38
(5) 認可外保育施設の状況	38

医療対策

(1) 病院・診療所の状況	39
(2) 立入検査及び使用許可件数	39

健康増進・栄養改善対策等

(1) 給食施設等の指導状況	40
ア 施設数及び指導状況	40
イ 施設別指導状況	40

(2) 健康増進法及び食品表示法（保健事項）に基づく食品表示の相談・指導状況	4 1
ア 相談状況	4 1
イ 指導状況（違反事例）	4 1
(3) 健康増進事業実施状況	4 2
ア 健康診査	4 2
イ 健康診査以外の事業実績（健康教育，健康相談，訪問指導，機能訓練）	4 2
(4) 健康生活応援店の状況	4 2
(5) 食育圏域連絡会議開催状況	4 3

感染症対策

(1) 感染症発生状況	4 4
(2) 結核の状況	4 5
ア 結核患者登録状況	4 5
イ 結核患者新規登録状況	4 5
ウ 年齢階級別新規登録患者数	4 5
エ 結核健康診断・予防接種の実施状況	4 6
オ 市町別家庭訪問指導状況	4 6
(3) 感染症発生に伴う指導状況	4 7
(4) 新型インフルエンザ対策の連絡会議開催状況	4 7
(5) エイズ相談及びH I V抗体検査の状況	4 7
(6) 健康教育実施状況	4 8
(7) 肝炎相談件数，肝炎ウイルス検査の実施状況及び肝炎治療受給者証の交付状況	4 8
ア 肝炎相談件数	4 8
イ 肝炎ウイルス検査実施状況	4 8
ウ 肝炎治療受給者証交付状況	4 8

歯科保健対策

(1) 訪問指導等の状況	4 9
(2) 相談事業の状況	4 9
(3) 市町指導・支援の状況	4 9

精神保健福祉対策

(1) 精神障害者入院形態別患者数及び通院等の状況	5 0
(2) 精神障害者保健福祉手帳の所持状況	5 0
(3) 組織育成支援状況	5 0
(4) 相談指導実施状況	5 0
(5) 家庭訪問指導状況	5 1

(6) 普及啓発・人材養成実施状況	5 1
ア 自殺対策	5 1
イ その他の精神保健福祉対策	5 1

難病対策等

(1) 特定医療費（指定難病）の承認状況	5 2～6 1
(2) 特定疾患治療研究事業の承認状況	6 2
(3) 小児慢性特定疾病医療費助成の状況	6 3
(4) 相談事業の実施状況	6 3
(5) 電話相談及び面接相談等の状況	6 4
(6) 家庭訪問指導の状況	6 4
ア 特定疾患	6 4
イ 小児慢性特定疾患	6 4
(7) 患者・家族に対する学習会の実施状況	6 4
(8) 在宅療養支援計画策定・評価会議の開催状況	6 4
(9) アレルギー疾患相談事業等実施状況	6 4
ア 相談開催回数	6 4
イ 対象者	6 4
ウ 連絡協議会等開催状況	6 5
(10) アスベスト相談状況	6 5
ア 相談件数	6 5
イ 相談内容	6 5
(11) 森永ひ素ミルク患者対策	6 5
ア 相談等状況件数	6 5
イ 連絡会議等開催状況	6 5

母子保健対策

(1) 長期療養児療育相談指導の実施状況	6 6
ア 訪問指導等の状況	6 6
イ 相談事業の状況	6 6
(2) 不妊治療費助成の申請状況	6 6
(3) 不妊検査費助成の申請状況	6 6
(4) 先天性代謝異常等検査結果指導状況	6 6

食品衛生対策

(1) 施設数の状況	6 7
ア 許可を要する施設数	6 7

イ 許可を要しない施設数（食品関係条例対象施設を含む）	68
ウ 食品関係条例対象施設数（許可を要しない施設の再掲）	68
(2) 食品衛生監視指導計画及び実施状況	69
(3) 食品衛生監視指導状況	70
ア 許可を要する施設に対する監視指導状況	70
イ 許可を要しない施設に対する監視指導状況（食品関係条例対象施設を含む）	71
ウ 食品関係条例対象施設に対する監視指導状況（許可を要しない施設の再掲）	71
(4) 食品収去検査状況	72
(5) 集団食中毒発生状況	72

生活衛生対策等

(1) 生活衛生施設監視指導状況	73
(2) 水道施設の監視状況	74
(3) 狂犬病予防業務の状況	74

薬事対策

(1) 薬事等監視指導状況	75
(2) 毒劇物監視指導状況	75
(3) 麻薬・覚せい剤立入検査状況	76
(4) 医薬品収去検査状況	77
(5) 家庭用品の試買検査状況	77
(6) 献血状況	77
(7) 温泉監視指導状況	77

環境保全対策

(1) 公害関係特定施設の状況	78
(2) 土壌汚染、化学物質対策の状況	78
(3) フロン排出抑制法 登録事業者登録状況	78
(4) 公害苦情事案の取扱状況	79
(5) 水質事故事案の取扱状況	79
(6) 大気汚染測定網（常設）一覧表	79
<光化学オキシダントに係る緊急時措置>	80
(7) 環境調査の実施状況	80

廃棄物対策

(1) 一般廃棄物処理施設等立入検査状況	81
(2) 産業廃棄物処理業許可等の状況	81
(3) 自動車リサイクル法 登録・許可状況	82
(4) 産業廃棄物処理施設設置状況等	82

(5) 産業廃棄物関係立入指導等状況 8 3

(6) 産業廃棄物に係る協議等 8 4

試験検査業務

試験検査の実施状況 8 5

その他の資料

管内の保健・医療・福祉関係の主要団体等一覧 8 6, 8 7

【第1部】 概況

1 管内の概況

【管轄地域】 当所は、広島県西部に位置し、管内図(P3)のとおり呉市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡府中町、海田町、熊野町、坂町、山県郡安芸太田町、北広島町を所管している。なお、健康危機管理等に係る初動体制の確保や監視業務の現地性等を勘案し、広島支所(所在地:広島市中区基町)、呉支所(所在地:呉市西中央一丁目)の2支所が設置されている。

【面積・地勢・気候】 管内の面積は2,621.13km²で、県内の約31%を占めている。地勢は、島しょ部・沿岸部・内陸部に分かれ、面積の大部分は林野で占められている。気候は、瀬戸内海沿岸特有の比較的温暖な地帯であるが、北部には一部豪雪地帯も含まれている。また、管内には、平成8年12月に世界遺産に登録された厳島神社を有する日本三景の一つ安芸の宮島を始め、日本一の筆の里として有名な熊野、岩倉・宮浜等の温泉地や冠山・もみのき森林公園、三段峡、八幡湿原、海水浴場、スキー場などの多彩な観光資源が分布している。

【人口】 住民基本台帳による管内の人口(平成29年1月1日現在)は567,612人(H28;571,384人)、世帯数は258,973世帯(H28;258,272世帯)で、人口は減少傾向にある。また、隣接する広島市のベッドタウンとしての立地条件に恵まれている沿岸部に集中する一方、江田島市や廿日市市宮島町等の島しょ部及び安芸高田市や安芸太田町等の北部地域においては、過疎化が進展している。

【交通】 沿岸部にはJR山陽本線・呉線、広島電鉄宮島線が走っている。また、島しょ部の廿日市市宮島町、大竹市阿多田島には定期船が運行されている。道路は国道2号、31号及び54号等をはじめ、広島南道路、広島熊野道路、広島呉道路及び東広島バイパス(一部工事中)で周辺地域と結ばれている。沿岸部では朝夕の慢性的な混雑が続くほか、山間部には公共交通機関の利便性の悪い地区が点在している。

【産業】 産業は、沿岸部においては、瀬戸内海臨海工業地帯を形成する県境の石油コンビナートやマツダ(株)、広島ガス(株)等と、これらに関連した中小の企業が数多く立地しており、近年では大型ショッピングセンターの開業が増えている。内陸部では、従来の農林業に加え、若者の定住を促す新たな産業の発信基地として、工業団地が整備されている。

管内人口の動向

(単位:世帯、人)

区 分	国勢調査 (H27. 10. 1)		住 民 基 本 台 帳 人 口				
	世 帯 数	人 口	H29. 1. 1 (A)	H28. 1. 1 (B)	H27. 1. 1 (C)	H26. 1. 1 (D)	増 減 (A)-(B)
呉 市	97,184	228,552	227,891	230,001	232,915	235,408	-2,110
大竹市	11,730	27,865	27,480	27,676	27,947	28,112	-196
廿日市市	45,973	114,906	116,150	116,265	116,344	116,668	-115
安芸高田市	11,623	29,488	29,137	29,596	30,036	30,434	-459
江田島市	10,675	24,339	23,844	24,489	24,947	25,498	-645
府中町	21,095	51,053	51,519	51,468	51,367	50,999	51
海田町	12,236	28,667	28,840	28,510	28,365	28,140	330
熊野町	9,424	23,755	24,263	24,521	24,691	24,784	-258
坂 町	5,128	12,747	12,972	12,992	13,111	13,282	-20
安芸太田町	2,770	6,472	6,625	6,783	6,913	7,097	-158
北広島町	7,695	18,918	18,891	19,083	19,305	19,437	-192
合 計	235,533	566,762	567,612	571,384	575,941	579,859	-3,772

※ 住民基本台帳人口は日本人住民

市町別主要指標

区 分	総 数	呉 市	大 竹 市	廿 日 市 市	安 芸 高 田 市	江 田 島 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町
面積 (K m ²)	2,621.13	352.80	78.66	489.48	537.75	100.70	10.41	13.79	33.76	15.69	341.89	646.20
世帯数	258,973	109,067	12,627	49,930	13,045	12,157	22,173	12,580	10,423	5,596	3,199	8,176
総人口	567,612	227,891	27,480	116,150	29,137	23,844	51,519	28,840	24,263	12,972	6,625	18,891
0～4歳	21,622 (3.8)	7,932 (3.5)	1,034 (3.8)	4,801 (4.1)	887 (3.0)	609 (2.6)	2,708 (5.3)	1,496 (5.2)	871 (3.6)	534 (4.1)	173 (2.6)	577 (3.1)
5～9歳	23,148 (4.1)	8,862 (3.9)	1,013 (3.7)	5,127 (4.4)	1,077 (3.7)	664 (2.8)	2,416 (4.7)	1,350 (4.7)	1,089 (4.5)	668 (5.1)	165 (2.5)	717 (3.8)
10～14歳	23,744 (4.2)	8,982 (3.9)	1,053 (3.8)	5,222 (4.5)	1,204 (4.1)	703 (2.9)	2,436 (4.7)	1,342 (4.7)	1,159 (4.8)	646 (5.0)	192 (2.9)	805 (4.3)
15～19歳	26,041 (4.6)	10,408 (4.6)	1,114 (4.1)	5,577 (4.8)	1,221 (4.2)	802 (3.4)	2,539 (4.9)	1,435 (5.0)	1,203 (5.0)	652 (5.0)	238 (3.6)	852 (4.5)
20～24歳	25,668 (4.5)	10,627 (4.7)	1,221 (4.4)	5,356 (4.6)	1,144 (3.9)	923 (3.9)	2,366 (4.6)	1,471 (5.1)	1,017 (4.2)	585 (4.5)	189 (2.9)	769 (4.1)
25～29歳	25,354 (4.5)	10,070 (4.4)	1,374 (5.0)	5,282 (4.5)	1,048 (3.6)	840 (3.5)	2,745 (5.3)	1,708 (5.9)	848 (3.5)	614 (4.7)	176 (2.7)	649 (3.4)
30～34歳	28,569 (5.0)	10,511 (4.6)	1,450 (5.3)	6,385 (5.5)	1,168 (4.0)	1,017 (4.3)	3,377 (6.6)	1,978 (6.9)	1,084 (4.5)	632 (4.9)	194 (2.9)	773 (4.1)
35～39歳	31,291 (5.5)	11,891 (5.2)	1,350 (4.9)	6,853 (5.9)	1,414 (4.9)	1,118 (4.7)	3,421 (6.6)	2,021 (7.0)	1,307 (5.4)	768 (5.9)	237 (3.6)	911 (4.8)
40～44歳	39,488 (7.0)	15,721 (6.9)	1,770 (6.4)	8,227 (7.1)	1,738 (6.0)	1,290 (5.4)	4,151 (8.1)	2,355 (8.2)	1,787 (7.4)	981 (7.6)	307 (4.6)	1,161 (6.1)
45～49歳	37,989 (6.7)	15,241 (6.7)	1,842 (6.7)	7,826 (6.7)	1,609 (5.5)	1,264 (5.3)	3,944 (7.7)	2,160 (7.5)	1,825 (7.5)	913 (7.0)	297 (4.5)	1,068 (5.7)
50～54歳	31,708 (5.6)	12,671 (5.6)	1,472 (5.4)	6,645 (5.7)	1,424 (4.9)	1,184 (5.0)	3,383 (6.6)	1,679 (5.8)	1,286 (5.3)	710 (5.5)	314 (4.7)	940 (5.0)
55～59歳	32,788 (5.8)	12,703 (5.6)	1,638 (6.0)	7,390 (6.4)	1,802 (6.2)	1,400 (5.9)	2,968 (5.8)	1,469 (5.1)	1,159 (4.8)	682 (5.3)	404 (6.1)	1,173 (6.2)
60～64歳	37,064 (6.5)	14,288 (6.3)	1,922 (7.0)	8,352 (7.2)	2,167 (7.4)	1,784 (7.5)	2,947 (5.7)	1,552 (5.4)	1,434 (5.9)	718 (5.5)	524 (7.9)	1,376 (7.3)
65～69歳	51,529 (9.1)	20,919 (9.2)	2,522 (9.2)	10,672 (9.2)	2,989 (10.3)	2,637 (11.1)	3,617 (7.0)	2,153 (7.5)	2,412 (9.9)	1,081 (8.3)	693 (10.5)	1,834 (9.7)
70～74歳	39,195 (6.9)	17,115 (7.5)	1,961 (7.1)	7,021 (6.0)	2,038 (7.0)	2,087 (8.8)	2,736 (5.3)	1,604 (5.6)	2,077 (8.6)	863 (6.7)	527 (8.0)	1,166 (6.2)
75～79歳	33,637 (5.9)	14,784 (6.5)	1,705 (6.2)	5,643 (4.9)	1,781 (6.1)	1,851 (7.8)	2,378 (4.6)	1,322 (4.6)	1,806 (7.4)	739 (5.7)	521 (7.9)	1,107 (5.9)
80歳以上	58,777 (10.4)	25,166 (11.0)	3,039 (11.1)	9,771 (8.4)	4,426 (15.2)	3,671 (15.4)	3,387 (6.6)	1,745 (6.1)	1,899 (7.8)	1,186 (9.1)	1,474 (22.2)	3,013 (15.9)
人口密度	216.6	645.9	349.4	237.3	54.2	236.8	4,949.0	2,091.4	718.7	826.8	19.4	29.2
高齢化率	32.3%	34.2%	33.6%	28.5%	38.6%	43.0%	23.5%	23.7%	33.8%	29.8%	48.5%	37.7%

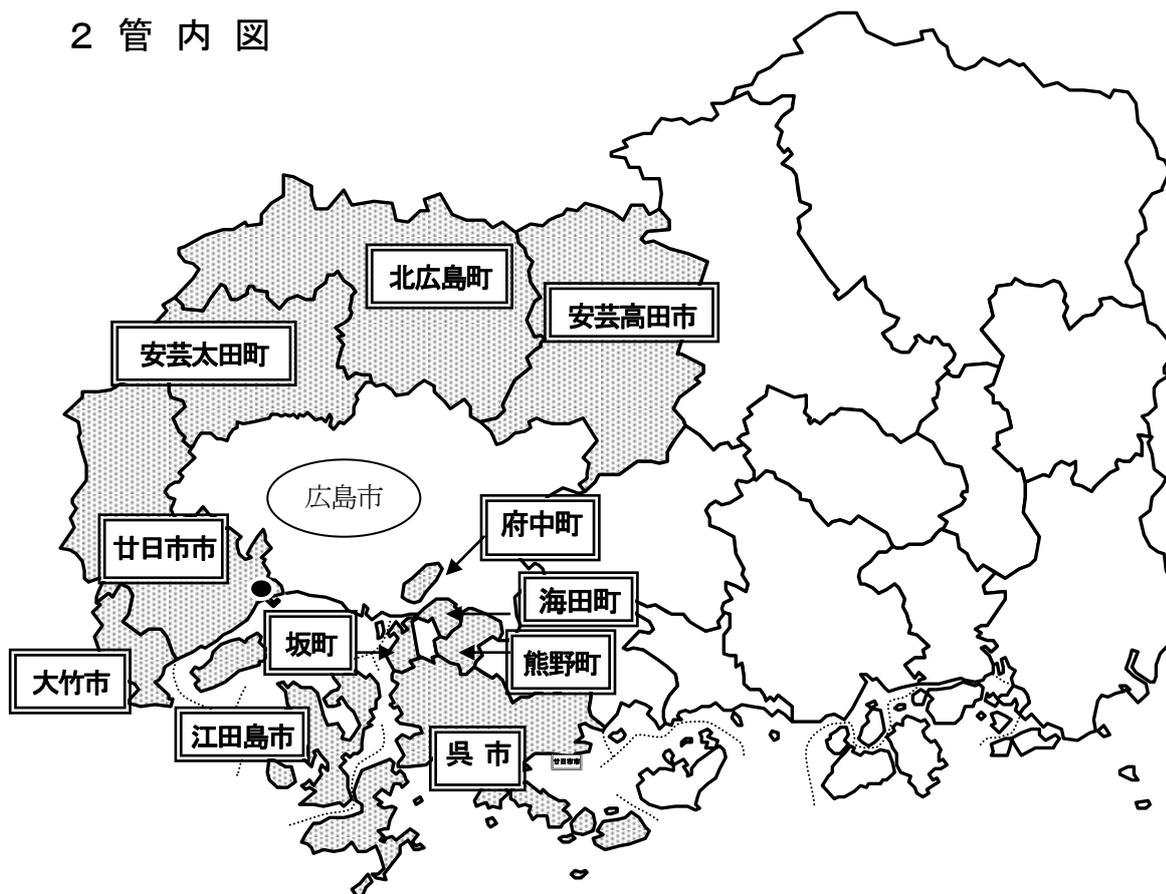
(注1) 面積…「平成28年度全国都道府市区町村別面積調」<国土交通省国土地理院>

(注2) 世帯数、総人口、年齢別人口…「住民基本台帳年報」<総務省>[平成29年1月1日現在]

(注3) 総合人口の年齢区分の下段()は構成比(%)を示す。

(注4) 人口密度…総人口/面積

2 管内図



所管業務の概要

1 管内全ての市町を所管する業務

介護保険法, 水道法, 温泉法等の業務。

ただし, 水道法は水道事業(簡易水道の監視指導)業務, 温泉法は源泉に係る業務に限る。

なお, 上水道事故発生時対応業務に限り, 広島市を含む。

2 管内のうち限られた市町を所管する業務(広島支所, 呉支所の所管業務及び権限移譲による市町所管業務を除いたもの)

業務 \ 市町	大竹市	廿日市市	府中町	海田町	熊野町	坂町	安芸太田町
医療, 保健, 食品衛生, 薬事, 環境の業務	○	○					
生活衛生, 水道(簡易専用水道等), 温泉(利用)の業務	○		○	○	○	○	○
母子・父子・寡婦福祉の業務	○	○					
障害者福祉の業務				○	○	○	○
児童福祉の業務				○	○	○	○
保育所							

3 試験検査業務

試験検査業務は, 所管市町(呉市を除く。)に加えて, 西部東厚生環境事務所・保健所(竹原市, 東広島市, 大崎上島町), 北部厚生環境事務所・保健所(三次市, 庄原市)の試験検査業務を含む。

4 沿革

(旧)廿日市福祉保健センター		(旧)廿日市保健所		管内市町村の変遷	
S17.7.1	佐伯郡地方事務所が廿日市町旗の浦に設置される。	S19.10	佐伯郡廿日市町材木町309番地の1に開所、佐伯郡陸地部6町21村を管轄。		
		S20.4.1	事務長制となる。		
		S24.4.1	8月～10月原爆被爆者の救護活動に従事する。		
		S25.10	医務課、予防課の2課制となる	S25.4.1	大野村が町制を施行し大野町となる。
		S26.4.1	廿日市町桜尾858の666に木造2階建の新庁舎が落成し移転する。	S25.11.1	厳島町が宮島町に改称する。
S26.10.1	佐伯郡地方事務所に厚生課が設置され佐伯郡10町22村（佐伯郡陸地部8町16村、島しょ部2町6村）を管轄。		医務課が総務課に改称される。	S26.1.1	鹿川村が町制を施行し鹿川町となる。
				S26.2.11	小方村が町制を施行し小方町となる。
				S26.4.1	木野村が大竹町に編入される。
				S29.9.1	大竹町、小方町、玖波町、栗谷村、友和村を廃し大竹市となる。
				S29.11.3	大柿町、深江村、飛渡瀬村を廃して大柿町になる。
				S30.4.1	五日市町、観音村、八幡村、河内村、石内村の区域を廃して五日市町に、津田町、玖島村、浅原村、四和村、友和村を廃して佐伯町に、中村、高田村、鹿川町を廃して能美町となる。
S31.4.1	佐伯郡地方事務所を廃止し、廿日市福祉事務所に設置される。課制施行により社会課及び保護課が設置される。	S33.4.1	保健婦が総務課から予防課に移管される。	S31.9.30	廿日市町、平良村、宮内村、原村、地御前村を廃して廿日市町に、砂谷村、水内村、上水内村を廃して湯来町に、沖村、三高村の区域を廃して沖美町となる。
		S35.4.1	総務課、公衆衛生課、予防課の3課制となる。		
S39.4.1	児童家庭課が設置される。	S37.	庁舎を増築する。		
		S40.4.1	総務課に庶務係、医務係、公衆衛生課に食品衛生係、環境衛生係、予防課に予防保健係、保健婦係を置く。		
		S42.4.1	公衆衛生課が環境衛生課に改称される。		
S44.4.1	廿日市合同庁舎が廿日市町廿日市桂公園南下に完成し、同町旗の浦から廿日市町廿日市1-3に移転。	S44.4.1	次長制となる		
		S45.4.1	環境衛生課に公害係を置く。		
		S46.4.1	化学試験室を増築する。		
		S47.4.1	試験検査室を置き3課1室制となる。		
S48.4.1	課の名称変更により児童家庭課が福祉課に変更される。	S49.4.1	公害係を廃して公害課を置き、4課1室制となる。		
S51.4.1	能美町、沖美町、大柿町の3町を呉福祉事務所へ移管				
	課の名称変更により福祉課を指導課に、保護課を福祉課に変更される。	S53.4.1	環境衛生課環境衛生係を環境薬事係に改称する。		
S52.11.1	住居表示が廿日市町桜尾本町11-1に変更される。	S54.12.	新庁舎建設着手に伴い、仮庁舎(廿日市市本町2-3旧廿日市給食センター)に移転する。		
S56.4.1	能美町、沖美町、大柿町の3町が呉福祉事務所から移管	S56.1.3	新庁舎(広島県廿日市第二合同庁舎：廿日市市桜尾二丁目2-68)が完成し、2月5日移転する。	S57.4.1	町名を「佐伯町」から「佐伯町」に変更する。
H5.3.31	廿日市保健所と統合のため、第二合同庁舎に移転			S60.3.20	五日市町が広島市に編入される。
				S63.4.1	廿日市町が市制を施行して廿日市市となる。
廿日市総合福祉保健センター(廿日市福祉保健センター・廿日市保健所)					
H5.4.1	総合的な福祉・保健施策の推進のため地方機関の組織改革が行われ、廿日市保健所と廿日市福祉事務所を統合して廿日市総合福祉保健センター(廿日市福祉保健センター・廿日市保健所)を設置、所在地を廿日市合同庁舎：廿日市市桜尾二丁目2-68とする。				
	福祉保健部と環境部の2部制を実施、福祉保健部では総務課に庶務係と地域医務係を設置し、老人保健福祉推進室を新設する。				
	福祉課に指導係と福祉係を設置し、保健課に予防係と保健婦係を設置。				
	環境部では、公害課を環境管理課、試験検査室が試験検査課となる。能美町、沖美町、大柿町を呉総合福祉保健センターに移管。				
H9.4.1	地域保健法の全面施行に伴って、福祉保健部では、老人保健福祉推進室が保健福祉推進室に改組され、保健課の予防係及び保健婦係が廃止され、保健対策係及び健康増進係が設置される。				
広島地域事務所厚生環境局及び広島地域保健所、海田分室					
H13.4.1	地方機関の再編整備に伴い、地域事務所を設置。廿日市総合福祉センターと海田総合福祉センターが統合され、広島地域事務所厚生環境局及び広島地域保健所に名称が変更される。なお、海田総合福祉保健センター管内については、分室が設置される。				
	可部総合福祉保健センター試験検査課及び東広島総合福祉保健センター試験検査課が廃止され、広島地域事務所厚生環境局・広島地域保健所試験検査課に統合される。			H15.3.1	佐伯町、吉和村が廿日市市に編入される。
				H17.4.25	湯来町が広島市に編入される。
				H17.11.3	大野町、宮島町が廿日市市に編入される。
西部厚生環境事務所・西部保健所、広島支所、呉支所					
H21.4.1	地方機関の再編整備に伴い、専門分野ごとに独立した事務所を設置。広島地域事務所厚生環境局及び広島地域保健所が名称変更され、西部厚生環境事務所及び西部保健所(以下「本所」という。)に名称が変更される。				
	また、芸北地域事務所厚生環境局及び芸北地域保健所並びに広島地域事務所厚生環境局海田分室及び広島地域保健所海田分室が統合され、西部厚生環境事務所及び西部保健所の広島支所(以下「広島支所」という。)となり、呉地域事務所厚生環境局及び呉地域保健所も名称が変更され、西部厚生環境事務所及び西部保健所の呉支所となる。				
	呉地域事務所厚生環境局試験検査課及び備北地域事務所厚生環境局試験検査課が廃止され、西部厚生環境事務所・保健所試験検査課に統合される。				
H24.4.1	広島支所に福祉課が設置され、本所の生活保護業務(府中町分)を移管。本所の福祉課は廃止され、厚生課で生活保護以外の福祉業務を担当することとなる。				

5 常設の相談等の実施計画

健康相談日

(平成29年度)

項 目	内 容	開 催 日	受 付 時 間	開 催 場 所	備 考
エ イ ズ	H I V 抗 体 検 査	毎 月 第 3 水 曜 日	9 : 00 ~ 11 : 00	西 部 保 健 所 2 階 相 談 室	要 予 約
肝 炎	B 型・C 型 肝 炎 ウィ ル ス 検 査	毎 月 第 3 水 曜 日	9 : 00 ~ 11 : 00	西 部 保 健 所 2 階 相 談 室	要 予 約
精 神 保 健 福 祉 相 談	精 神 科 医 師 に よ る 相 談	平 成 29 年 4 月 20 日 (木)	13 : 30 ~ 16 : 00	西 部 保 健 所 2 階 相 談 室	要 予 約
		平 成 29 年 5 月 15 日 (月)	13 : 30 ~ 16 : 00	廿 日 市 市 あ い プ ラ ザ	
		平 成 29 年 5 月 18 日 (木)	13 : 30 ~ 16 : 00	大 竹 市 役 所	
		平 成 29 年 6 月 15 日 (木)	13 : 30 ~ 16 : 00	西 部 保 健 所 2 階 相 談 室	
		平 成 29 年 7 月 11 日 (火)	13 : 30 ~ 16 : 00	西 部 保 健 所 2 階 相 談 室	
		平 成 29 年 8 月 10 日 (木)	13 : 30 ~ 16 : 00	廿 日 市 市 あ い プ ラ ザ	
		平 成 29 年 9 月 12 日 (火)	13 : 30 ~ 16 : 00	西 部 保 健 所 2 階 相 談 室	
		平 成 29 年 10 月 19 日 (木)	13 : 30 ~ 16 : 00	西 部 保 健 所 2 階 相 談 室	
		平 成 29 年 11 月 13 日 (月)	13 : 30 ~ 16 : 00	西 部 保 健 所 2 階 相 談 室	
		平 成 29 年 11 月 30 日 (木)	13 : 30 ~ 16 : 00	大 竹 市 役 所	
		平 成 29 年 12 月 21 日 (木)	13 : 30 ~ 16 : 00	西 部 保 健 所 2 階 相 談 室	
		平 成 30 年 1 月 23 日 (火)	13 : 30 ~ 16 : 00	廿 日 市 市 あ い プ ラ ザ	
		平 成 30 年 2 月 15 日 (木)	13 : 30 ~ 16 : 00	西 部 保 健 所 2 階 相 談 室	
		平 成 30 年 3 月 6 日 (火)	13 : 30 ~ 16 : 00	西 部 保 健 所 2 階 相 談 室	

【第2部】 主要事業の概要

1 地域保健福祉対策

関連ページ：31～33

【施策の方向】

地域の保健・医療・福祉の充実を図るため、関係事業の実施、調査等を通じて関係機関との連携を深める。また、保健・医療・福祉サービスの実情に即した人材の確保・養成に努める。

【事業の内容】

(1) 地域保健対策協議会活動

広島西二次保健医療圏域（大竹市，廿日市市）内の保健・医療・福祉の関係団体で構成する「広島県西部地域保健対策協議会」（以下「県西部地対協」という。）において、保健・医療・福祉に関する事項の調査・検討や、関係事業を実施することにより、地域住民の健康の保持・増進及び福祉の向上に努める。

県西部地対協には、地域ケア，公衆衛生・母子保健，救急医療及び保健医療計画推進の4専門部会及び広島西地域医療構想調整会議，次期高齢者プラン策定の2特別部会を設け，地域包括ケア体制構築の推進，「健康ひろしま21」圏域計画の推進，救急医療体制の確保，次期保健医療計画地域計画の策定及び次期ひろしま高齢者プラン（広島県老人福祉計画・介護保険事業支援計画）圏域版の策定について協議するとともに，自主的な活動組織の育成・指導等を行う。

(2) 人材確保及び育成・資質の向上

少子・高齢化の急速な進展等により，保健・医療・福祉サービスの需要が増大しており，これに対応する人材確保及び養成が大きな課題となっている。これらの状況に対応するため，大学等の養成機関から実習生を受け入れ，実習指導を行う。

2 地域福祉活動対策

【施策の方向】

地域福祉を担う民生委員・児童委員の活動を推進するため，民生委員・児童委員協議会との密接な連携に努める。

民生委員・児童委員数（管内（4市6町））の推移（単位：人）

区 分	委 員 数		
	男	女	計
平成28年度	371	476	847
平成27年度	547	926	1,473
平成26年度	545	927	1,472

（注）平成28年4月1日から呉市が中核市へ移行したため，呉市分の委員数が除かれている。

【施策の方向】

誰もが、高齢になっても、地域の一員として、安心して、生き生きと暮らせる社会の実現に向けて、市町、関係機関及び関係団体等と連携し、「ひろしま高齢者プラン」に基づき、高齢者保健福祉対策を計画的・総合的に推進する。

【事業の内容】

(1) 「ひろしま高齢者プラン」の推進

市町老人福祉計画・介護保険事業計画に基づく介護・福祉サービス体制の着実な推進を支援するとともに、保健・医療・福祉関係団体との調整を図り、市町及び事業者に対して適切な指導を行うなど、「ひろしま高齢者プラン」に基づき保健福祉施策の総合的な推進を図る。

なお、現行計画の計画期間が今年度で満了することから、圏域で取り組む必要がある事項として、圏域単位での介護人材確保及び入退院時における関係機関の連携について協議・検討を行い、次期計画圏域版（平成30年度から3年間）を策定する。

(2) 介護サービスの推進

高齢者が、要介護・要支援状態になっても、できる限り自分の住まいで、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護サービス、介護予防サービスを提供する事業者の指定を行うとともに、介護サービスの質の向上及び保険給付の適正化を図るため、事業者に対する実地指導、監査を実施する。

第1表 介護事業所に対する実地指導状況（4市6町）

（単位：か所）

区分	指定居宅介護支援事業所	指定居宅サービス事業所	指定介護予防サービス事業所	介護療養型医療施設
平成28年度	25	67	65	1
平成27年度	14	73	69	2
平成26年度	19	85	82	1

※H26.27年度分には呉市除く。H28年度に呉市は中核市に移行。

4 身体障害者（児）・知的障害者（児）福祉対策

【施策の方向】

障害の有無にかかわらず、県民一人ひとりが相互に人格と個性を尊重して支え合う共生社会の実現を目指し策定された「広島県障害者プラン（平成16年3月策定）」に基づき、障害者が地域社会の中で自立した生活を送り、積極的に社会参加ができるよう、関係機関との密接な連携を図り、障害者支援施策を推進する。

【事業の内容】

障害者総合支援法による総合的な自立支援システムが円滑に運営されるよう適切な事業者指定・指導を行う。

5 母子・父子・寡婦福祉対策

関連ページ：37～38

【事業の内容】

母子家庭・父子家庭・寡婦の経済的な自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せて扶養している児童の福祉を推進するため、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付を行う。

また、母子・父子・寡婦福祉資金の償還に当たっては、借受者の実情に即した償還指導を行う。

6 児童福祉対策

関連ページ：38

【施策の方向】

次代を担う児童の健全育成が重要な課題であることから、県が策定した「みんなで育てる子ども夢プラン」に基づき、市町等関係機関と連携して、子育て支援施策の推進・充実に努める。

【事業の内容】

保育所等における適切な保育の提供に資するため、保育行政等指導監査を実施する。

7 医療対策

関連ページ：39

【施策の方向】

広島西二次保健医療圏域において、医療提供体制の確保を図る。

【事業の内容】

(1) 医療施設の指導

医療施設における適正な医療の確保を図るため、病院、診療所の立入検査を実施し、入院患者等の安全管理、医療従事者の確保、構造設備及び管理について必要な指導を行う。

立入検査の状況（大竹市、廿日市市）（単位：か所）

区分	立入検査 延件数	立入検査の状況		
		病院	診療所	歯科診療所
平成28年度	26	13	12	1
平成27年度	19	13	4	2
平成26年度	21	13	4	4

(2) 救急医療対策

軽症の救急患者に対応する一次（初期）救急医療として、大竹市、廿日市市が設置する休日夜間救急診療所や地区医師会による在宅当番医制の充実を図る。

一次（初期）救急医療では対応することが困難な重症救急患者を受け入れる二次救急医療を、独立行政法人国立病院機構広島西医療センターと広島県厚生農業協同組合連合会広島総合病院（以下「厚生連広島総合病院」という。）による病院群輪番制により確保する。

また、二次救急医療施設では対応困難な重症、重篤な患者に対応する三次救急医療を、厚生連広島総合病院が担っている。こうした救急医療対策の充実を図るため、県西部地対協救急医療専門部会を中心に協議・検討を行う。

更に、地域住民の救命率の向上に向け、救急現場から医療機関に搬送するまでに救急救命士が行う適切な応急処置を支援するため、医療機関と搬送機関が密接に連携したメディカルコントロール体制を推進する。

(3) 地域保健医療計画の推進

平成 25 年度から 5 年間で計画期間とする計画が現在運用されており、広島西二次保健医療圏域においては、「在宅医療」、「救急医療」、「糖尿病」対策について特に重点的に取り組むこととしている。

また、平成 28 年 3 月に策定した広島県地域医療構想について、地域医療構想調整会議等による関係者の協議を促進し、将来のあるべき医療・介護提供体制の実現に向けた意見集約、合意形成に努めていく。

なお、現行計画の計画期間が今年度で満了することから、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を見据え、限りある医療・介護資源を効率的に活用するため、効率的で質の高い医療提供体制と地域包括ケアシステムの一体的な構築に向け、地域の実情に合わせた協議・検討を行い、次期計画（平成 30 年度から 6 年間）を策定する。

8 災害対策

【事業の内容】

広島県地域防災計画等に基づき、災害対策配備計画を策定し、防災体制を整備する。

また、災害が発生した場合は、被害状況を迅速に確認・調査する。

さらに、災害救助法が適用された場合は、市町長の災害救助活動等を支援する。

9 地域支援対策

【施策の方向】

団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう各日常生活圏域において、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進している管内の市（大竹市、廿日市市）の取組を支援する。

【事業の内容】

県では、平成26年度から平成29年度までに県内の日常生活圏域（125）において地域包括ケアシステムを構築することとしており、県保健所は地域包括ケア・高齢者支援課及び県地域包括ケア推進センターと連携して管内の8日常生活圏域のフォローアップなど各種取組を行う。

10 健康増進・栄養改善対策

関連ページ：40～43

【施策の方向】

健康寿命の延伸を図るため、望ましい生活習慣の定着や食育の推進に向けた意識啓発・情報提供を行うとともに、関係機関と連携・協働し健康づくりに取り組みやすい環境整備を図る。

また、第二次広島県がん対策推進計画（平成25年3月策定、平成25年度～平成29年度の5年間）に基づき、予防と検診・医療と緩和ケア・相談支援・がん登録等、総合的ながん対策をさらに発展させ、隙間のない対策を推進している管内の市（大竹市、廿日市市）の取組を支援する。

【事業の内容】

(1) 健康づくり対策

ア 「健康ひろしま21」圏域計画の推進

広島西二次保健医療圏域計画の重点課題である「健康寿命を延伸するため生活習慣病の予防と重症化予防」及び「こころの健康づくりの推進」に取り組むため、市など関係機関との協働により、各種施策を実施する。

イ 健康生活応援店の推進

住民の健康づくり活動を支援する店舗を「健康生活応援店」として認証し、健康的な生活の推進と健康に配慮した環境整備を図る。

健康生活応援店の状況（大竹市、廿日市市）

（単位：件）

区分	たばこ		食生活			運動実践 （※2）	健康づく り応援	計 （※1）
	禁煙	分煙	栄養成分 表示	ヘルシー メニュー	食事 バランス			
平成28年度	25	2	2	3			14	46
平成27年度	25	2	2	3			14	46
平成26年度	25	2	2	3			22	54

※1 健康生活応援店数は、複数項目の認証を受けている店もあり、認証の実店数は42。

※2 運動実践は、正しい歩き方指導、ウォーキング勧奨・応援、サークル支援などある。

(2) がん対策

がんの死亡率の減少に向けて、「健康ひろしま 21」圏域において、がん対策推進条例やがん検診受診率向上対策など普及啓発を図り、健康生活応援店を推進する。

(3) 栄養改善対策

ア 給食施設指導

管内の給食施設における栄養管理及び衛生管理の充実を図るため、個別巡回指導及び研修会等の集団指導を実施する。

イ 食品表示法、健康増進法に基づく食品表示指導

栄養成分表示・誇大表示等について業者等への相談指導を行うとともに、県民・市関係者等に対し正しい知識の普及啓発を図る。

ウ 人材育成

市栄養改善対策担当者及び地域活動栄養士等に対して研修等を行い、人材育成に努める。

(4) 食育推進対策

「食育推進圏域連絡会議」を開催し、地域における食育推進のネットワーク化及び市における食育推進計画の推進を支援する。

(5) アレルギー疾患相談事業

患者や家族の不安を解消し、生活を支援するため、生活や食事について随時相談を行うとともに、関係者と連携した取組を推進するため研修会等を行う。

11 感染症対策

関連ページ：44～48

【施策の方向】

感染症発生時には、広島県感染症危機管理マニュアル（平成 26 年 6 月改正）に基づき、蔓延を防止するよう対策を講じるとともに、特に新型インフルエンザに関しては、「新型インフルエンザ等対策行動計画」等に基づき、的確な対応を行う。

【事業の内容】

(1) 結核対策

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、結核は二類感染症に類型区分され、総合的な対策が実施されることとなった。

管内の新規登録患者数や登録者数は、いずれも横ばい状態であるが、高齢者の割合が高いため、これらの年齢層を中心とした結核対策を推進する。

結核罹患率・有病率の状況（大竹市，廿日市市）（単位：人，％）

区分	新規登録患者数	罹患率 (人口 10 万対)	活動性結核患者数	有病率 (人口 10 万対)
平成 28 年	29	13.9	20	20.9
平成 27 年	9	6.4	7	5.5
平成 26 年	18	12.8	17	14.2

ア 結核対策特別促進事業

- (ア) 高齢者福祉施設職員等を対象とした講習会の実施
- (イ) 直接服薬支援（DOTS）による服薬支援
- (ウ) 高齢者施設及び高等学校等へのパンフレット配布による啓発普及

イ 結核接触者健診

新たに患者が発見された場合、結核健康診断等委託医療機関と連携して健診を行い、感染源対策の徹底を図る。

ウ 感染症診査協議会結核部会

定例的に開催し、医療費の公費負担申請に係る適正医療の普及を図る。

(2) 感染症対策

「広島県感染症危機管理マニュアル」「広島県新型インフルエンザ等対策行動計画」などに基づき、感染症の蔓延等防止対策を講じる。

また、医療機関・保健所・県・国で、コンピューターシステムによる情報収集・分析の体制が整備され、感染症の発生動向を把握し、効果的な予防に努めている。

ア 新型インフルエンザなど

広島西新型インフルエンザ対策推進会議を設置し、関係機関との適切な情報共有のもと、患者発生への速やかな対応など危機管理体制を整備し、感染拡大の防止を図る。

また、感染症（デング熱、MERS も想定）の発生に備え、職員の訓練等を実施する。

イ エイズ

エイズ予防対策については、ポスター掲示や関係機関との合同キャンペーン等により、県民に対する普及啓発を図り、相談も常時実施している。

また、HIV 抗体検査を月 1 回実施し、感染者の早期発見や二次感染の防止を図っている。

ウ 肝炎ウイルス

B 型・C 型肝炎ウイルス検査及び相談事業を月 1 回実施して、感染者の早期発見に努め、ウイルス性肝炎治療費の一部助成制度等を紹介して、早期治療を促している。

12 歯科保健対策

関連ページ：49

【施策の方向】

「広島県歯と口腔の健康づくり推進条例」（平成 23 年 3 月 14 日施行）の施行に伴い、管内市・関係団体と連携して、総合的・計画的に歯と口腔の健康づくりを推進する。

【事業の内容】

生涯を通じた口腔の健康づくりのため、80 歳で 20 本の歯を保つ「8020 運動」の推進や、はつらつ家族表彰等を行い住民の口腔ケアの充実を図るとともに、必要に応じ難病患者等に対して、専門的口腔ケアを実施する。

また、「健康ひろしま 21」圏域計画の推進を図るため、地区歯科衛生連絡協議会（大竹地区、廿日市地区）と連携し、地域での歯科保健事業を総合的・効果的に推進する

【施策の方向】

精神障害者の適切な医療及び保護を行うとともに、「相談体制の充実」、「精神疾患の早期発見」、「社会復帰対策等の充実」を柱に保健、医療、福祉施策の総合的な取り組みを進める。

あわせて、依然深刻な自殺問題については「いのち支える広島プラン（広島県自殺対策推進計画(第2次)）」(平成28年3月)に基づき、管内の市、関係団体と連携し総合的な自殺対策を推進する。

【事業の内容】

(1) 適切な医療連携

精神保健福祉法に基づく入院措置制度等の適切な運用を図り、精神科病院の实地指導、入院者病状審査及び入院状況調査により、人権に配慮した適正な医療及び保護を確保する。

(2) 地域精神保健福祉活動

ア 自殺予防対策推進事業

地域の関係者が自殺の原因となる心の健康問題に関する相談技能を向上させ、自殺のおそれのある者やその周辺の者等への支援ができるよう研修会等を実施する。

イ 精神保健福祉相談及び訪問指導事業

保健師による家庭訪問指導や精神科医による精神保健福祉相談（思春期相談を含む）を実施し、当事者や家族の支援を行う。

ウ 市への支援

精神障害者への保健福祉施策等が円滑に実施できるよう、必要な協力支援を行う。

14 難病対策

【施策の方向】

指定難病及び小児慢性特定疾病の患者及び家族の精神的不安や経済的負担軽減を図るため、医療費の公費負担を行うとともに在宅療養を支援する。

【事業の内容】

(1) 指定難病及び小児慢性特定疾病の医療費助成

指定難病(330疾患)、小児慢性特定疾病(14疾患群)の医療費について公費負担を行う。

指定難病・小児慢性特定疾病の医療費助成件数(大竹市、廿日市市) (単位:件)

区分	指定難病	小児慢性特定疾病	その他
平成28年度	1,190	214	・H26～28年度、疾病及び疾患群が拡大。 指定難病:56 →110 →330 小児特定:11 →14
平成27年度	1,201	198	
平成26年度	1,164	198	

※ 平成26年度の指定難病欄には、年度途中の制度移行のため、特定疾患(56疾患)分のみ計上。

(2) 難病相談等事業

患者や家族の精神的不安の解消や介護等負担の軽減を図るため、保健・医療・福祉に関する相談会や講演会・交流会を実施する。

(3) 難病患者地域支援事業

在宅難病患者の安定した療養生活の支援を行うため関係機関と連携し、保健師等による家庭訪問を実施する。

15 母子保健対策

関連ページ：66

【施策の方向】

地域の母子保健対策を総合的に推進するため、管内の市など関係機関と連携し、より効果的・専門的な支援を実施する。

【事業の内容】

(1) 心身障害児対策

心身障害の早期発見・療育を目的として、長期療養児療育相談事業や先天性代謝異常等検査事業を実施し、検査や相談結果等から保護者の不安等を解消するため必要に応じて、管内の市や関係機関と連携して支援を行う。

(2) 不妊治療支援事業（次世代育成支援対策事業）

医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療費の一部を助成する。

不妊治療費助成申請件数（大竹市，廿日市市）（単位：件，人）

区分	延件数	実人員	備考
平成28年度	111	63	
平成27年度	143	89	
平成26年度	148	80	

(3) 不妊検査費助成事業

妊娠・出産に伴うリスクが低く、出産に至る確率の高い、若い年齢を対象として、早期に適切な治療の開始を促すため、夫婦が共に不妊検査を受けた場合に、その検査に要する費用の一部を助成する。

不妊検査費助成申請件数（大竹市，廿日市市）（単位：件，人）

区分	件数	備考
平成28年度	12	
平成27年度	9	

【施策の方向】

食中毒など、食品による危害の発生を未然に防止するため、食品製造・加工施設をはじめ集団給食施設や大規模旅館等の大量調理施設の監視指導を行うとともに、管内で製造された食品や流通している食品の収去検査を実施し、不良食品の排除に努める。

また、食品衛生協会と協力して、食品事業者の自主衛生管理体制の確立を推進する。

県内の集団食中毒^(※)発生状況 (単位：件、人)

区 分	管内（大竹市, 廿日市市）		県全体	
	事件数	有症者数	事件数	有症者数
平成 28 年	0	0	11	322
平成 27 年	1	26	15	880
平成 26 年	1	12	22	705

(※) 集団食中毒：有症者数が6名以上の食中毒

【事業の内容】

(1) 監視指導及び収去検査

ア 食品製造施設

- ・各製造工程での衛生管理の実施状況や施設等の管理状況を監視指導する。
- ・総合衛生管理製造過程の承認施設に対して国に同行して立ち入り、HACCP システムによる自主衛生管理体制の維持・整備について指導・助言を行う。

イ 仕出し・弁当施設、旅館業及び集団給食施設等

- ・衛生講習会を実施して衛生知識の向上を図るとともに、施設への立入調査や副食等の細菌検査を実施する。
- ・観光地宮島について、毎年、国内外から訪れる多くの観光客の衛生確保対策として、参道沿いの飲食店、旅館、土産物店等の集中監視を行う。

ウ かき作業場

- ・本県の特産品として全国に出荷しているかきの衛生確保を図るため、当所管内にあるかき作業場に対して、かきシーズン前の衛生講習会、重点的な監視指導及び収去検査を実施する。
- また、かき作業場の営業者に対しては、作業従事者の検便、使用水の検査等自主衛生管理の徹底を図る。

(2) 自主衛生管理体制の確立

- ・廿日市食品衛生協会の円滑な事業運営及び食品衛生指導員活動の活性化等を助言・指導し、食品事業者の自主的な衛生管理体制の確立を推進する。

【施策の方向】

旅館、興行場、公衆浴場、理容所、美容所及びクリーニング所などの生活衛生関係営業施設の衛生確保を図るため、構造設備基準・衛生措置基準の適合状況について監視指導を行う。

特に、旅館や公衆浴場などの入浴施設の管理者に対しては、自主衛生管理の徹底を図り、レジオネラ症の発生防止に努める。

また、水道事業及び専用水道等の施設設備の維持管理状況等（特にクリプトスポリジウム対策）について監視指導を行う。

旅館・理容所・美容所数の推移（大竹市、安芸郡、安芸太田町）
（単位：施設）

区 分	旅 館	理 容 所	美 容 所
平成 28 年度	46	147	253
平成 27 年度	49	158	259
平成 26 年度	52	160	254

【施策の方向】

医薬品等の安全性の確保や、毒物劇物による危害防止を図るため、薬局や毒物劇物製造施設等の監視指導を行う。また、血液製剤の需要増加に対応できるよう、献血の推進に努める。

【事業の内容】

(1) 薬局・医薬品販売業の監視指導

医薬品等の安全性、有効性の確保を図るため、薬局・医薬品販売業における医薬品等の管理状況、医薬品の広告物等について監視指導するとともに、不良医薬品を排除するため医薬品の収去検査を実施する。

また、薬局における安全管理体制の整備を指導するとともに、医薬品の適正使用について普及啓発を図る。

(2) 毒物劇物営業施設等の監視指導

毒物劇物による危害防止を図るため、毒物劇物製造業・販売業におけるその取扱い及び保管管理等について監視指導を行う。

(3) 麻薬・覚醒剤等の監視指導

薬局及び病院等における麻薬、向精神薬及び覚醒剤原料の譲渡・保管等について監視指導を行う。

また、自生けしを撲滅するため、開花期に関係市・住民の協力を得て除去に努める。

(4) 献血推進対策

医療技術の進歩に伴い、血液製剤の使用量が年々増加していることから、その需要に対応するとともに安全性の高い血液製剤を供給するため400mL献血や成分献血の推進を図る。また、献血思想の普及に努める。

(5) 温泉の監視指導

温泉は、療養・保養及び休養の場として見直され、その需要が増大してきている。管内には、多くの温泉地があり、この温泉の適正な利用を図るため、温泉利用施設における利用方法、掲示等について監視指導を行う。

19 環境保全対策

関連ページ：78～80

【施策の方向】

環境の悪化を未然に防止し、安全で安心できる快適な生活が送れるように、大気・水質環境の保全対策、ダイオキシン類対策、土壌汚染対策、地球温暖化対策及びオゾン層の保護等、環境保全対策を推進する。



【事業の内容】

(1) 大気汚染防止対策

大気汚染防止法等の規制対象となる工場・事業場の立入検査を実施する。

大気汚染状況を監視し、硫黄酸化物、光化学オキシダント等の濃度が一定の基準を超えたときは大気汚染緊急時の措置として、広島県大気汚染緊急時措置要領に基づき、関係企業に協力を求め、緊急時の措置を要請した場合の措置状況を検査する。

また、CO₂（二酸化炭素）削減やフロン類排出抑制対策等に取り組み、地球の温暖化防止及びオゾン層の保護対策を推進する。

第1表 大気関係立入検査事業所数（大竹市、廿日市市）

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
大気関係立入検査事業所数	52	49	69



第2表 光化学オキシダントに係る緊急時発令状況

区分	発令区分	大竹地区	廿日市地区
平成28年度	情報	3	3
	注意報	0	0
平成27年度	情報	2	3
	注意報	1	0
平成26年度	情報	0	0
	注意報	0	0

(2) 水質汚濁防止対策

水質汚濁防止法等の規制対象となる工場・事業場の立入検査を実施する。

生活排水による汚濁を防止するため、関係市と連携し浄化槽の適正管理、設置を推進する。

水質汚染事故が発生した場合には、関係機関と連携し、迅速かつ適切に対応し被害拡大防止を図る。

第3表 水質関係立入検査事業所数（大竹市，廿日市市）

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
水質関係立入検査事業所数	138	106	134



(3) 土壌汚染防止・化学物質対策

土壌に係る環境汚染を防止するため、有害物質を使用等する事業者に対し土壌汚染対策の推進を図る。

ダイオキシン類の規制対象となる工場・事業場の立入検査を実施するとともに、環境ホルモン物質等の化学物質のモニタリング調査を実施する。



第4表 土地の形質変更に係る届出・報告件数

	土壌汚染対策法による形質変更届出件数	広島県生活環境の保全等に関する条例による土地履歴調査結果報告件数
平成28年度	13	5
平成27年度	7	10
平成26年度	11	8

第5表 ダイオキシン類関係立入検査事業所数（大竹市，廿日市市）

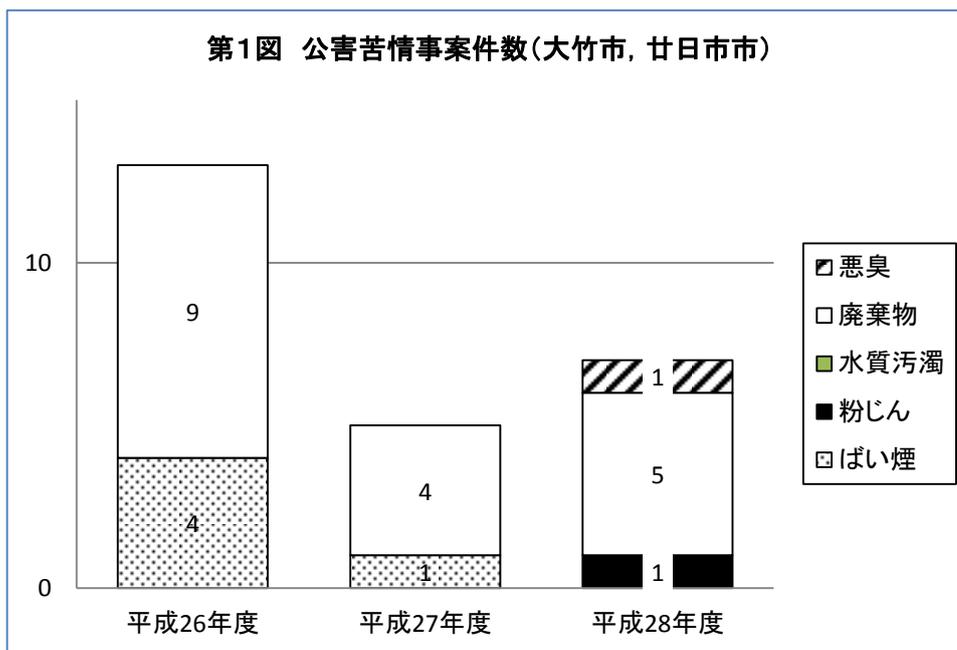
区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
ダイオキシン類関係立入検査事業所数	9	9	2

(4) 公害苦情事案対策

大気汚染・水質汚濁や廃棄物の不法投棄などの住民からの苦情相談に、市など関係機関と連携し取り組む。

第6表 公害苦情事案件数

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
公害苦情事案件数 (繰越分を含む)	13	5	7



(5) 啓発・環境学習

県民一人ひとりが環境への負荷の少ないライフスタイルのあり方などに対する理解と認識を深め、それを実践できるよう環境保全に関する普及啓発を行う。

20 廃棄物対策

関連ページ：81～84

【施策の方向】

廃棄物の排出抑制・減量化・リサイクル及び適正処理を図るため、廃棄物対策を推進するとともに、廃棄物の不法投棄防止対策に取り組む。

なお、水銀廃棄物については地球的規模の水銀汚染の防止を目指す「水銀に関する水俣条約」（平成 29 年 8 月 16 日発効）を担保するための廃棄物処理法の改正を踏まえ、また変圧器・コンデンサ・安定器等の高濃度 PCB 廃棄物については、処分期限が今年度末となっているため、特に適正処理を推進する。



【事業の内容】

(1) 一般廃棄物対策

管内のごみ処理施設、し尿処理施設及び浄化槽が適正に維持管理されるよう、監視指導権限を移譲した市に対しフォローアップを行う。

(2) 産業廃棄物対策

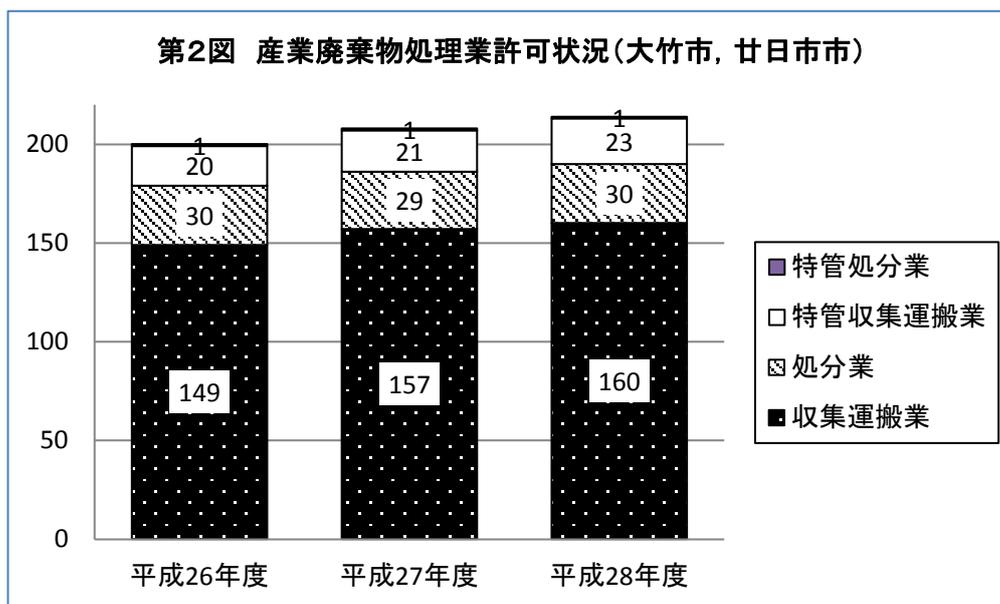
産業廃棄物処理業者，産業廃棄物処理施設，産業廃棄物排出事業所及び自動車リサイクル法登録・許可業者等の立入検査を実施するとともに，不法投棄監視のための陸からのランドパトロール，海からのシーパトロール及び空からのスカイパトロール等を行い，廃棄物の不適正処理の未然防止に努め，排出抑制，資源化リサイクル等の推進，廃棄物の減量化及び適正処理について指導する。

また，廃棄物の不法投棄防止対策については，西部厚生環境事務所広島支所と共に，双方の管内の市町，警察署及び海上保安部等の関係機関と県の関係機関により「広島西部地域廃棄物不法投棄防止連絡協議会」を設置しており，関係機関が連携し一体となった対策を実施する。

産業廃棄物関係立入検査等の状況（大竹市，廿日市市）

（単位：事業所，回）

区 分	産業廃棄物処理業立入事業所数	自動車リサイクル法立入検査事業所数	不法投棄等パトロール回数
平成28年度	134	3	10
平成27年度	100	2	12
平成26年度	132	9	10



※特管：特別管理産業廃棄物

21 試験検査業務

関連ページ：85

【事業の内容】

食品衛生，環境保全対策等に係る行政検査，食中毒，苦情事案及び感染症等の危機管理検査，権限移譲に伴う受託検査について，細菌学的検査と理化学的検査を実施する。

また，衛生検査所の立入検査に同行し，検査を実施する。

(1) 行政検査

ア 食品衛生対策においては、食品等の成分規格や食品添加物、輸入食品等の指定外添加物、農産物中の残留農薬、衛生規範に基づく細菌等の検査を実施する。

第1表 食品衛生関係の検査状況 (単位：件)

区 分	平成28年度	平成27年度	平成26年度
成分規格(かきを含む)	377	393	358
食品添加物	70	66	68
輸入食品(指定外添加物)	10	10	10
残留農薬	15	16	16
衛生規範	135	123	113

イ 環境保全対策においては、水質汚濁防止法に基づく工場・事業場排水の検査を実施する。

第2表 環境保全関係の検査状況 (単位：件)

区 分	平成28年度	平成27年度	平成26年度
工場・事業場	614	572	598

ウ 産業廃棄物対策においては、埋立地や産業廃棄物処理場の排水等の検査を実施する。

第3表 産業廃棄物関係の検査状況 (単位：件)

区 分	平成28年度	平成27年度	平成26年度
産業廃棄物	198	213	268

(2) 危機管理対応検査

ア 食中毒事案等の発生時は、保存食品や有症者便等について、食中毒起因菌検索を行い原因究明に必要な検査を実施する。

第4表 食中毒事案の検査状況 (単位：件)

区 分	平成28年度	平成27年度	平成26年度
食中毒	45	6	50

イ 感染症事案の発生時は、感染拡大防止のため有症者及び接触者の検便を速やかに実施する。

第5表 感染症事案の検査状況 (単位：件)

区 分	平成28年度	平成27年度	平成26年度
感染症	50	122	103

ウ 水道水源汚染事案、河川の汚染事案、産業廃棄物関係事案及び工場・事業場排水関係事案対応の検査を実施する。

第6表 水質事案の検査状況 (単位：件)

区 分	平成28年度	平成27年度	平成26年度
水道水源汚染事案	0	0	0
河川の汚染事案	1	0	0
産業廃棄物関係事案	0	0	0
工場排水関係事案	3	0	0

(3) 受託検査

水質汚濁防止法の権限移譲に伴い三次市及び庄原市から委託を受け、工場・事業場排水の検査を実施する。

第7表 受託検査の状況 (単位：件)

区 分	平成28年度	平成27年度	平成26年度
三 次 市	61	66	67
庄 原 市	73	73	69

(4) 衛生検査所の立入検査

臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年四月二十三日法律第七十六号）第20条の5の規定に基づく衛生検査所への立入検査に同行し、「衛生検査所立入検査実施要綱（厚生労働省）」により実施する。

第8表 立入検査の実施状況 (単位：件)

区 分	平成28年度	平成27年度	平成26年度
西部保健所広島支所管内	1	1	1
西部東保健所管内	2	2	2
北部保健所管内	2	2	2

【第3部】 資 料

管内の主要な行政客体一覧

管内の状況 一覧(その1)

(平成29年3月31日現在)

区 分	総 数	大 竹 市	廿 日 市 市	安 芸 高 田 市	江 田 島 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町	備 考
保 育 所 公 立	8						3	1		4		
私 立	11						4	3	4			
母 子 生 活 支 援 施 設	-											
児 童 館	3						2			1		
児 童 遊 園	-											
障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 (日 中 系 施 設 サ ー ビ ス)	-											
老 人 介 護 支 援 セ ン タ ー	24		8	6	6		1	2	1			
居 宅 介 護 支 援 事 業 所	104	6	38	12	9	9	6	8	4	5	7	H29.4.1 現在
居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所	311	25	94	46	31	32	22	12	13	12	24	H29.4.1 現在
病 院	13	3	10									
病 院 病 床 数	2,556	876	1,680									
一 般 診 療 所	129	30	99									
歯 科 診 療 所	72	13	59									
助 産 所	5	2	3									
施 術 所	96	20	76									
衛 生 検 査 所	-											
給 食 施 設 数	81	14	67									
食 品 関 係 施 設 数 (要 許 可)	2,326	413	1,913									
食 品 関 係 施 設 数 (不 要 許 可)	1,406	275	1,131									
食 品 関 係 条 例 対 象 施 設 数	406	84	322									
犬 の 登 録 頭 数	8,015	1,253	6,762									
旅 館	46	5				2	2	4		33		
公 衆 浴 場	18					2	4	3	2	7		
興 行 場	1					1						
理 容 所	147	33				49	27	18	9	11		
美 容 所	253	58				82	47	32	17	17		
ク リ ー ニ ン グ 所	75	11				22	20	12	4	6		

(注1) 備考欄は、区分ごとの数値の時期及び出典等を記載している。

管内の状況 一覧(その2)

(平成29年3月31日現在)

区 分	総 数	呉 市	大 竹 市	廿 日 市	安 芸 高 田 市	江 田 島 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町	広 島 市	備 考
水道用水供給水道	-													
上水道	6		1		1	1		1	1			1		
簡易水道	33	5		6	13						3	4	2	
専用水道	8								1		7			
薬局(既存薬局を含む。)	80		24	56										
店舗販売業	28		7	21										
卸売販売業	7		1	6										
既存薬種商等	-													
特例販売業	-													
高度管理医療機器等の販売業・貸与業	51		14	37										
管理医療機器販売業・貸与業	240		60	180										
麻薬取扱者	383		88	295										H28.12. 31現在
温泉利用施設	12							1		1	10			
ばい煙発生施設	291		90	201										
ばい煙関係特定施設	9		6	3										
揮発性有機化合物排出施設	14		9	5										
一般粉じん発生施設	42		24	18										
特定粉じん発生施設	-													
粉じん関係特定施設	128		84	44										
ダイオキシン関係特定施設	23		6	17										
水質汚濁関係特定事業場	437		72	365										
第一種フロン類充填回収業者(事業者数)	21		4	17										
汚水等関係特定事業場	42		7	35										
汚染土壌処理業	-													
ごみ処理施設償却施設	-													
RDF施設	-													
資源化施設(RDF施設を除く)	-													
一般廃棄物最終処分場	-													
し尿処理施設	-													
産業廃棄物収集運搬業	183		45	138										
産業廃棄物処理業者	31		4	27										
うち優良認定				4										
中間処理施設	25		8	17										
最終処分場	2			2										
PCB廃棄物保管事業所	58		20	38										
産業廃棄物事業場外保管届	-													
産業廃棄物多量排出事業者 処理計画策定事業所	26		15	11										
自動車リサイクル引取業者	36		2	34										
フロン類回収業者	11		1	10										
解体業者	2			2										
破砕業者	1			1										

(注1) 備考欄は、区分ごとの数値の時期及び出典等を記載している。

(注2) 一般販売業は、卸売一般販売業を除く。

人口動態

(1) 人口動態総覧 市町・年次別

区 分	人 口	出 生 児 数 (人)							死 亡 者 数 (数)					
		総 数	男	女	率 (人口千対)	(内) 低 体 重 児		総 数	男	女	率 (人口千対)	(内) 乳		
						総 数	出生に占める割合 (%)					総 数	率 (出生千対)	
広 島 県	25年	2,809,000	24,713	12,693	12,020	8.8	2,379	9.6	29,358	14,977	14,381	10.5	43	1.7
	26年	2,801,000	23,775	12,139	11,636	8.5	2,272	9.6	29,463	14,898	14,565	10.5	46	1.9
	27年	2,810,000	23,678	12,021	11,657	8.4	2,286	9.7	29,879	15,022	14,857	10.6	53	2.2
管 内	25年	582,301	4,394	2,206	2,168	7.5	481	10.9	7,052	3,585	3,467	12.1	13	3.0
	26年	579,859	4,283	2,185	2,098	7.4	387	9.0	6,929	3,492	3,437	11.9	6	1.4
	27年	557,218	4,196	2,092	2,104	7.5	429	10.2	7,140	3,547	3,593	12.8	7	1.7
呉 市	25年	237,138	1,717	861	856	7.2	179	10.4	3,184	1,592	1,592	13.4	6	3.5
	26年	235,408	1,571	807	764	6.7	133	8.5	3,099	1,557	1,542	13.2	1	0.6
	27年	224,337	1,588	816	772	7.1	154	9.7	3,192	1,577	1,615	14.2	4	2.5
大 竹 市	25年	28,139	209	116	93	7.4	17	8.1	351	205	146	12.5		
	26年	28,112	206	109	97	7.3	23	11.2	347	173	174	12.3	1	4.9
	27年	27,450	199	105	94	7.2	20	10.1	330	160	170	12.0		
廿 日 市 市	25年	116,906	867	430	437	7.4	103	11.9	1,104	578	526	9.4	4	4.6
	26年	116,668	925	469	456	7.9	90	9.7	1,096	558	538	9.4	2	2.2
	27年	113,389	900	436	464	7.9	102	11.3	1,145	560	585	10.1		
安 芸 高 田 市	25年	30,721	170	83	87	5.5	19	11.2	488	241	247	15.9		
	26年	30,434	205	97	108	6.7	21	10.2	530	270	260	17.4		
	27年	29,018	152	88	64	5.2	16	10.5	531	268	263	18.3	1	
江 田 島 市	25年	25,490	136	65	71	5.3	25	18.4	496	248	248	19.5	1	7.4
	26年	25,498	140	67	73	5.5	19	13.6	457	219	238	17.9		
	27年	23,920	109	56	53	4.6	15	13.8	470	216	254	19.6	1	9.2
府 中 町	25年	50,918	562	286	276	11.0	64	11.4	398	209	189	7.8	2	3.6
	26年	50,999	527	286	241	10.3	50	9.5	383	198	185	7.5	2	3.8
	27年	50,180	559	264	295	11.1	60	10.7	409	217	192	8.2	1	1.8
海 田 町	25年	28,027	306	156	150	10.9	33	10.8	212	119	93	7.6		
	26年	28,140	314	145	169	11.2	20	6.4	243	130	113	8.6		
	27年	27,741	320	159	161	11.5	26	8.1	209	109	100	7.5		
熊 野 町	25年	24,878	154	77	77	6.2	9	5.8	246	124	122	9.9		
	26年	24,784	153	84	69	6.2	11	7.2	219	106	113	8.8		
	27年	23,594	143	69	74	6.1	14	9.8	223	114	109	9.5		
坂 町	25年	13,337	133	60	53	10.0	10	7.5	151	68	83	11.3		
	26年	13,282	92	51	41	6.9	12	13.0	128	67	61	9.6		
	27年	12,672	87	36	51	6.9	10	11.5	146	75	71	11.5		
安 芸 太 田 町	25年	7,216	35	17	18	4.9	8	22.9	132	57	75	18.3		
	26年	7,097	31	15	16	4.4			143	74	69	20.1		
	27年	6,430	33	16	17	5.1	2	6.1	157	82	75	24.4		
北 広 島 町	25年	19,531	105	55	50	5.4	14	13.3	290	144	146	14.8		
	26年	19,437	119	55	64	6.1	8	6.7	284	140	144	14.6		
	27年	18,487	106	47	59	5.7	10	9.4	328	169	159	17.7		

(注) 平成25年～平成27年広島県人口動態統計年報による。ただし、広島県の人口については、当年の10月1日の推計人口による。

人)		死産胎数(胎)				周産期死亡数(人)				婚姻件数		離婚件数		区分	
児死亡		総数	自然	人工	率 (出生千対)	総数	妊娠満22週 以後の死産	早期新生児 死亡	率 (出生千対)	総数	率 (人口千対)	総数	率 (人口千対)		
(内)新生	児死亡														
総数	率 (出生千対)	総数	自然	人工	率 (出生千対)	総数	妊娠満22週 以後の死産	早期新生児 死亡	率 (出生千対)	総数	率 (人口千対)	総数	率 (人口千対)		
21	0.8	540	226	314	21.9	81	65	16	3.3	14,495	5.2	5,079	1.8	25年	広島県
25	1.1	468	212	256	19.7	71	53	18	3.0	14,194	5.1	4,838	1.7	26年	
25	1.1	485	230	255	20.5	80	63	17	3.4	13,712	4.9	4,942	1.8	27年	
7	1.6	89	36	53	20.3	15	9	6	3.4	2,621	4.5	969	1.7	25年	管内
5	1.2	80	40	40	18.7	14	10	4	3.3	2,619	4.5	871	1.5	26年	
2	0.5	96	44	52	22.9	14	13	1	3.3	2,506	4.5	926	1.7	27年	
4	2.3	39	15	24	22.7	6	3	3	3.5	1,030	4.3	409	1.7	25年	呉市
1	0.6	37	18	19	23.6	6	6		3.8	1,093	4.6	387	1.6	26年	
1	0.6	42	21	21	26.4	6	5	1	3.8	985	4.4	372	1.7	27年	
		6	1	5	28.7					136	4.8	45	1.6	25年	大竹市
		4	2	2	19.4	1	1			145	5.2	37	1.3	26年	
		3	1	2	15.1	1	1			114	4.2	36	1.3	27年	
1	1.2	23	12	11	26.5	6	5	1	6.9	530	4.5	196	1.7	25年	廿日市市
2	2.2	14	10	4	15.1	2		2	2.2	466	4.0	171	1.5	26年	
		20	11	9	22.2	3	3		3.3	499	4.4	188	1.7	27年	
		4	2	2	23.5					95	3.1	45	1.5	25年	安芸高田市
		6	3	3	29.3	2	2		9.8	124	4.1	39	1.3	26年	
		7	1	6	46.1	1	1		6.6	96	3.3	49	1.7	27年	
1	7.4	1		1	7.4	1		1	7.4	99	3.9	43	1.7	25年	江田島市
		3	1	2	21.4					84	3.3	30	1.2	26年	
		4		4	36.7					98	4.1	43	1.8	27年	
1	1.8	8	4	4	14.2	1		1	1.8	301	5.9	90	1.8	25年	府中町
2	3.8	7	3	4	13.3	3	1	2	5.7	317	6.2	63	1.2	26年	
1	1.8	8	4	4	14.3	2	2		3.6	291	5.8	75	1.5	27年	
		7	2	5	22.9	1	1		3.3	202	7.2	53	1.9	25年	海田町
		4	2	2	12.7					183	6.5	50	1.8	26年	
		5	2	3	15.6					200	58.0	58	2.1	27年	
		1		1	6.5					85	3.4	35	1.4	25年	熊野町
		2	1	1	13.1					76	3.1	38	1.5	26年	
		5	2	3	35.0					82	3.5	43	1.8	27年	
										56	4.2	16	1.2	25年	坂町
		1		1	10.9					58	4.4	23	1.7	26年	
		2	2		23.0	1	1		11.5	56	4.4	21	1.7	27年	
										11	1.5	5	0.7	25年	安芸太田町
										17	2.4	7	1.0	26年	
										16	2.5	9	1.4	27年	
										76	3.9	32	1.6	25年	北広島町
		2		2	16.8					56	2.9	26	1.3	26年	
										69	3.7	32	1.7	27年	

(2) 選択死因別死亡者数

(単位:人)

選択死因分類コード		Se01	Se02	Se14	Se15	Se16	Se21	Se25	Se26	Se27	Se28	Se29	Se30	Se31	Se32	Se34	選択死因分類コード			
死因分類コード		01200	02100	04100	09100	09200	09300	09400	10200	10400	10500	11300	14200	18100	20100	20200	死因分類コード			
選択死因分類		総数	結核	悪性新生物	糖尿病	高血圧性疾患	(高心疾患 高血圧性を除く)	脳血管疾患	大動脈瘤及び解離	肺炎	慢性閉塞性肺疾患	喘息	肝疾患	腎不全	老衰	不慮の事故	自殺	その他	選択死因分類	
広島県	25年	29,358	49	8,212	291	171	4,884	2,610	333	2,852	410	46	367	640	1,690	1,043	556	5,204	25年	広島県
	26年	29,463	46	8,295	319	118	4,851	2,410	358	2,764	353	36	372	656	1,980	1,058	543	5,304	26年	
	27年	29,879	43	8,245	336	144	4,805	2,430	335	2,980	357	34	361	637	2,141	950	492	5,589	27年	
管内	25年	7,052	15	1,882	59	47	1,232	668	90	688	95	12	78	150	396	252	129	1,259	25年	管内
	26年	6,929	13	1,867	78	29	1,254	553	85	667	95	9	82	163	472	217	103	1,242	26年	
	27年	7,140	12	1,907	88	34	1,193	601	79	713	97	10	97	147	516	201	98	1,347	27年	
呉市	25年	3,184	6	840	32	23	554	308	51	298	41	6	31	90	158	108	53	585	25年	呉市
	26年	3,099	7	837	29	11	565	228	43	325	48	6	26	79	201	102	47	545	26年	
	27年	3,192	3	868	36	19	513	251	38	313	58	5	36	83	221	107	31	610	27年	
大竹市	25年	351	1	112	4		59	29	4	40	3		5	5	15	8	6	60	25年	大竹市
	26年	347	1	89	7	4	58	25	1	44	4		6	6	34	11	8	49	26年	
	27年	330		90	7	3	61	14	2	46	3		3	5	17	8	4	67	27年	
廿日市市	25年	1,104	3	315	6	12	164	120	11	97	12	1	15	15	59	43	19	212	25年	廿日市市
	26年	1,096	2	320	14	4	176	98	12	86	5	2	17	25	78	28	13	216	26年	
	27年	1,145	1	287	10	3	191	112	14	110	13	3	22	18	98	26	22	215	27年	
安芸高田市	25年	488	2	103	4	4	97	44	3	57	11		2	6	42	24	5	84	25年	安芸高田市
	26年	530	1	126	7	3	96	41	6	44	8		7	16	53	12	11	99	26年	
	27年	531	2	110	5	2	79	57	3	68	8		7	10	62	17	7	94	27年	
江田島市	25年	496	3	119	5	3	108	49	2	38	11	2	6	5	30	23	11	81	25年	江田島市
	26年	457		134	4	3	97	45	4	19	7		6	8	23	19	8	80	26年	
	27年	470	1	138	7		88	46	4	30	6		6	9	23	11	8	93	27年	
府中町	25年	398		121	3		72	32	6	48	1		4	11	13	15	12	60	25年	府中町
	26年	383		107	7	1	67	31	9	41	5	1	4	5	23	13	5	64	26年	
	27年	409	3	128	2		71	28	2	40	3	1	8	8	23	5	12	75	27年	
海田町	25年	212		65	1	1	39	19	4	22	4		4	3	7	6	2	35	25年	海田町
	26年	243		69	1	2	44	16	5	24	6		2	5	10	12	4	43	26年	
	27年	209	1	70	3	1	34	15	5	14	1		2	5	14	7	2	35	27年	
熊野町	25年	246		51	1	1	37	16	3	33	1		1	6	24	3	7	62	25年	熊野町
	26年	219	1	42			42	12		31	1		7	9	19	5	4	46	26年	
	27年	223		62	4	1	48	15	2	15	1		7	3	16	5	4	40	27年	
坂町	25年	151		55	1		25	17	1	12	2		2	4	8	3	2	19	25年	坂町
	26年	128		39			25	11	3	11	3		1	1	4	3	1	26	26年	
	27年	146		46		1	23	13	2	17	1		1	1	6	2	3	30	27年	
安芸太田町	25年	132		20			22	18	3	21	3		1	1	12	7	1	23	25年	安芸太田町
	26年	143	1	35	1		26	17		17	2		2	2	16	5		19	26年	
	27年	157		42	7	1	21	8	2	15	1		4	4	12	8		32	27年	
北広島町	25年	290		81	3	3	55	16	2	22	6	3	7	4	28	12	11	38	25年	北広島町
	26年	284		69	1	1	58	29	2	25	6		4	7	11	7	2	55	26年	
	27年	328	1	66	3	3	64	42	5	45	2	1	1	1	24	5	5	56	27年	

(注) 平成25年～平成27年 広島県人口動態統計年報による。

(3) 主要死因別標準化死亡比

区 分	Se01 結核	Se02 悪性 新生物	Se14 糖 尿 病	Se15 高 血 圧 性 疾 患	Se16 心 疾 患	Se21 脳 血 患 疾 患	Se25 大 動 脈 瘤 及 び 解 離	Se26 肺 炎	Se27 慢 性 閉 塞 性 肺 疾 患	Se28 喘 息	Se29 肝 疾 患	Se30 腎 不 全	Se31 老 衰	Se32 不 慮 の 事 故	Se34 自 殺	区 分	
広 島 県	99.8	105.0	99.0	96.1	84.0	106.1	91.9	92.3	100.3	100.8	99.5	99.8	103.7	106.2	103.4	94.5	広 島 県
呉 市	104.8	140.4	102.5	99.3	129.5	114.3	93.2	120.2	103.8	114.7	112.5	89.6	126.2	109.3	116.2	89.5	呉 市
大 竹 市	98.7	98.4	95.5	120.9	78.4	106.2	83.3	85.0	113.3	63.0	75.6	118.7	72.7	101.9	80.9	118.2	大 竹 市
廿 日 市 市	91.5	91.5	91.5	83.5	100.6	92.5	94.6	76.3	81.3	67.2	116.0	93.6	80.3	101.0	86.4	80.5	廿 日 市 市
安 芸 高 田 市	98.6	195.1	86.8	89.1	76.0	106.2	103.8	61.9	109.7	110.6	50.4	85.8	89.7	135.4	109.7	119.0	安 芸 高 田 市
江 田 島 市	108.6	78.4	107.7	96.0	131.4	135.4	127.4	36.6	66.5	126.5	61.0	123.2	81.9	94.5	146.4	139.9	江 田 島 市
府 中 町	93.1	-	89.9	76.7	45.1	113.4	79.8	150.8	110.2	61.7	133.4	92.0	97.9	71.4	93.9	68.4	府 中 町
海 田 町	101.0	0.0	102.7	71.2	51.1	116.8	99.6	151.6	104.7	138.2	62.7	104.3	90.0	59.9	94.4	62.2	海 田 町
熊 野 町	97.9	51.2	76.5	57.0	31.7	110.9	92.4	65.4	118.9	79.2	176.4	90.0	132.7	150.7	54.0	90.7	熊 野 町
坂 町	102.0	160.0	106.4	85.8	143.5	111.8	89.5	109.0	94.5	133.7	183.5	80.0	101.5	64.9	76.5	78.9	坂 町
安 芸 太 田 町	92.3	68.0	77.2	46.1	39.9	104.7	118.5	49.6	102.8	86.7	80.3	64.5	69.0	150.4	88.8	117.9	安 芸 太 田 町
北 広 島 町	95.1	33.6	90.7	138.5	147.4	106.6	94.2	38.4	74.3	111.2	195.6	175.8	110.0	111.0	127.1	124.3	北 広 島 町

(注) 平成22年～26年 標準化死亡比による。

用語の解説等

1 この資料は、平成 25 年から平成 27 年の人口静・動態統計等を取りまとめたものである。

2 用語の解説

自 然 増 加	出生数から死亡数を減じたものをいう。
乳 児 死 亡	生後 1 年未満の死亡をいう。
新 生 児 死 亡	生後 4 週未満の死亡をいう。
早期新生児死亡	生後 1 週未満の死亡をいう。
死 産	妊娠満 12 週（妊娠第 4 月）以後の死児の出産をいい、死児とは、出産後において、心臓搏動、随意筋の運動及び呼吸のいずれも認めないものをいう。
自 然 死 産 と 人 工 死 産	人工死産とは、胎児の母体内生存が確実であるときに、人工的処置（胎児または付属物に対する措置及び陣痛促進剤の使用）を加えたことにより死産に至った場合をいい、それ以外はすべて自然死産とする。なお、人工的処置を加えた場合でも、次のものは自然死産とする。 （1）胎児を出生させることを目的とした場合 （2）母体内の胎児が生死不明か、又は死亡している場合
周 産 期 死 亡	妊娠満 22 週以後の死産と早期新生児死亡を合わせたものをいう。
婚 姻	人口動態でいう婚姻とは、市町村長が法律上有効なものとして婚姻届を受け付けた「法律婚」であり、事実婚は含まれていない。
選 択 死 因	死因のうち、社会的に関心の高い死因をピックアップしたものをいう。
主 要 死 因	死因のうち、死亡者の多い死因をピックアップしたものをいう。

3 各比率の算出方法は、次のとおりである。

$$(1) \text{ 出生・死亡・自然増加・婚姻・離婚率} = \frac{\text{年間の事件数}}{\text{基礎人口}} \times 1,000$$

$$(2) \text{ 乳児死亡・新生児死亡率} = \frac{\text{年間の事件数}}{\text{年間の出生数}} \times 1,000$$

$$(3) \text{ 死産率} = \frac{\text{年間の死産数}}{\text{年間の出産数}} \times 1,000 \quad \text{出産数とは、出生数と死産数を加えたものである。}$$

$$(4) \text{ 周産期死亡率} = \frac{\text{周産期死亡（妊娠満 22 週以後の死産＋生後 1 週未満の死亡）数}}{\text{出産（出生＋妊娠満 22 週以後の死産）数}} \times 1,000$$

$$(5) \text{ 死因別死亡率} = \frac{\text{死因別死亡数}}{\text{基礎人口}} \times 100,000$$

(6) 標準化死亡比（Standardized Mortality Ratio: SMR）

SMR の定義は、次のとおりであり、年齢構造の影響を取り除いた死亡率の指標の一つである。

$$\text{死因別死亡率} = \frac{\text{実死亡数}}{\text{期待死亡数}} \times 100$$

実死亡数＝観察集団の全年齢死亡数

期待死亡数＝{観察集団の年齢（階級）X 歳の人口×基礎集団のその年齢（階級）X 歳の死亡率} の各年齢（階級）についての総和

すなわち、期待死亡数とは、年齢（階級）別死亡率が基礎集団（通常は全国）と同じであると仮定したときに期待（予測）される死亡数であり、実際の死亡数をこれで除したものが SMR である。

従って、SMR は低い方が望ましく、SMR が 100 を超えていれば、年齢構造の違いを考慮してもなお、死亡率が基礎集団よりも高いことを示すものである。

地域保健福祉対策

(1) 保健福祉関係学生の実習受入れ状況

(平成 28 年度)

職 種	学生数(人)	延学生数(人)	実習期間(日)	養 成 施 設 名
計	29	80	14	
小計	8	32	4	
保 健 師	8	32	4	日本赤十字広島看護大学
小計	9	36	8	
管理栄養士	5	20	4	広島文教女子大学
	4	16	4	広島女学院大学
小計				
社会福祉主事				
小計				
医 師				
小計	10	10	1	
歯科衛生士	10	10	1	広島高等歯科衛生士専門学校
小計				
訪問介護員				
小計	2	2	1	
そ の 他	2	2	1	広島大学, 安田女子大学(業務課主催事業)

(2) 衛生教育の実施状況

(平成 28 年度)

区分	総 数	(再掲)		感 染 症	(再掲)		精 神	難 病	母 子	成 人・老 人	栄 養・健 康増 進	歯 科	医 事・薬 事	食 品	環 境	そ の 他
		地 区組 織活 動	健 康危 機管 理		結 核	エイ ズ										
回数	53		1	9	3	5	3	1	2				8	23	3	4
延 人 員	2,168		126	415	207	82	115	22	35				440	936	110	95

注) 厚生労働省大臣官房統計情報部作成の地域保健・健康増進事業報告作成要領による。

(3) 市町指導の状況

(平成 28 年度)

区分	保健計画の策定 ・地域診断	母子保健	健康増進	介護予防・ 生活支援	歯科保健	感染症		精神保健 福祉	(再掲) ヘルパー 養成	難 病	介護保 険	健康危 機管理	その他	計
						(再掲)								
						結核	エイズ							
実施数	4	2	4					21				3	2	36
参加延人員	16	24	9					287				50	19	405

(4) 圏域地域保健対策協議会の状況

(平成 28 年度末現在)

名 称	広島県西部地域保健対策協議会
設立年月日	平成 9 年 11 月 27 日
構成団体	地区医師会，地区歯科医師会，地区薬剤師会，公的病院，看護協会， 介護支援専門員連絡協議会，公衆衛生推進協議会，社会福祉協議会， 民生委員・児童委員協議会，女性関係団体，市，厚生環境事務所・保健所 その他保健・医療・福祉等関係団体
会 長	山根 基 (佐伯地区医師会会長)
部会の設置	地域ケア専門部会，公衆衛生・母子保健専門部会，救急医療専門部会， 保健医療計画推進専門部会，広島西地域医療構想調整会議，次期高齢者プラン 策定支援特別部会
総 会	平成 28 年 5 月 31 日
理 事 会	—

事業	事業名
委託事業	地域保健医療推進事業
	うつ病等地域医療連携事業
補助事業	地域ケア専門部会運営
	公衆衛生・母子保健専門部会運営 (健康ひろしま21推進事業，感染症危機管理委員会，精神疾患対策 (うつ，自殺対策) 事業)
	救急医療専門部会運営
	保健医療計画推進専門部会運営
	保健・医療等に関する活動団体への助成事業
その他	総会の開催，圏域地対協研修会開催

(5) 医師臨床研修受入れ状況

(平成 28 年度)

職 種	実人数 (人)	延人数 (人)	研修期間 (日)	臨床研修病院名
計	1	1	1	
医 師				
歯科医師	1	1	1	県立広島病院

高齢者福祉対策

(1) 介護保険指定事業所・施設の指定状況(主体別)

(平成29年4月1日現在)

区 分	総 数	社 会 福 祉 法 人	社 会 福 祉 協 議 会	医 療 法 人	一 般 社 団 法 人	営 利 法 人	N P O 法 人	農 業 協 同 組 合	生 活 協 同 組 合	そ の 他 の 法 人	地 方 公 共 団 体	非 法 人	
実施事業数合計①～④	765	240	44	119	27	305	7	10	3	1	5	4	
指定居宅介護支援事業所①	104	29	6	20	6	35	2	4	1		1		
指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ②	311	108	19	44	10	120	2	3	1	-	2	2
	訪問介護	77	13	9	5	2	44	1	2	1			
	訪問入浴介護	3	1				2						
	訪問看護	31	2		10	6	10	1	1			1	
	訪問リハビリテーション	1			1								
	居宅療養管理指導												
	通所介護	74	28	6	12	1	27						
	通所リハビリテーション	11			9							1	1
	短期入所生活介護	64	59				5						
	短期入所療養介護	8			7								1
	特定施設入居者生活介護	10	5				5						
	福祉用具貸与	16		2		1	13						
特定福祉用具販売	16		2			14							
指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ③	342	103	19	47	11	150	3	3	1	1	2	2
	介護予防訪問介護	77	13	9	5	2	44	1	2	1			
	介護予防訪問入浴介護	3	1				2						
	介護予防訪問看護	30	2		9	6	10	1	1			1	
	介護予防訪問リハビリテーション	1			1								
	介護予防居宅療養管理指導												
	介護予防通所介護	115	33	6	15	2	57	1			1		
	介護予防通所リハビリテーション	12			10							1	1
	介護予防短期入所生活介護	55	50				5						
	介護予防短期入所療養介護	8			7								1
	介護予防特定施設入居者生活介護	9	4				5						
	介護予防福祉用具貸与	16		2		1	13						
特定介護予防福祉用具販売	16		2			14							
介 護 保 険 施 設	小 計 ④	8	-	-	8	-	-	-	-	-	-	-	-
	介護療養型医療施設	8			8								

(注) 訪問看護、訪問リハビリテーションおよび居宅療養管理指導に係る「みなし指定」の事業所を除く。

(2) 介護保険指定事業所・施設の指定状況(所在地別)

(平成29年4月1日現在)

区 分	総 数	大 竹 市	廿 日 市 市	安 芸 高 田 市	江 田 島 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町	
実施事業数合計①～④	765	61	242	107	74	77	52	33	30	29	60	
指定居宅介護支援事業所①	104	6	38	12	9	9	6	8	4	5	7	
指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ②	311	25	94	46	31	32	22	12	13	12	24
	訪問介護	77	6	27	8	7	10	6	3	4	1	5
	訪問入浴介護	3	1	1				1				
	訪問看護	31	4	13	2	4	2	2	1	1	1	1
	訪問リハビリテーション	1		1								
	居宅療養管理指導											
	通所介護	74	5	22	12	4	11	7	4	2	3	4
	通所リハビリテーション	11	1	4	3	1						2
	短期入所生活介護	64	3	13	9	8	8	2	3	4	5	9
	短期入所療養介護	8	1	2	2	1		1				1
	特定施設入居者生活介護	10	2	3	2	1	1		1			
	福祉用具貸与	16	1	4	4	2		2		1	1	1
	特定福祉用具販売	16	1	4	4	3		1		1	1	1
指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ③	342	29	107	48	33	36	23	13	13	12	28
	介護予防訪問介護	77	6	27	8	7	10	6	3	4	1	5
	介護予防訪問入浴介護	3	1	1				1				
	介護予防訪問看護	30	4	13	1	4	2	2	1	1	1	1
	介護予防訪問リハビリテーション	1		1								
	介護予防居宅療養管理指導											
	介護予防通所介護	115	10	38	15	9	17	8	5	2	3	8
	介護予防通所リハビリテーション	12	1	4	3	1	1					2
	介護予防短期入所生活介護	55	2	11	9	5	5	2	3	4	5	9
	介護予防短期入所療養介護	8	1	2	2	1		1				1
	介護予防特定施設入居者生活介護	9	2	2	2	1	1		1			
	介護予防福祉用具貸与	16	1	4	4	2		2		1	1	1
	特定介護予防福祉用具販売	16	1	4	4	3		1		1	1	1
介 護 保 険 施 設	小 計 ④	8	1	3	1	1	-	1	-	-	-	1
	介護療養型医療施設	8	1	3	1	1		1				1

(注) 訪問看護, 訪問リハビリテーションおよび居宅療養管理指導に係る「みなし指定」の事業所を除く。

(3) 実地指導等件数

(平成28年度)

区 分	総 数	指定居宅介護 支援事業所	指定居宅サ一 ビス事業所	指定介護予防 サービス事業 所	介護療養型 医療施設
実地指導件数	158	25	67	65	1

(4) 在宅医療推進医の配置状況

市町別・市町別・日常生活圏域別の状況

(平成28年度)

区 分	市町 計	日常生活圏域
在宅医療推進医	大竹市 1人	大竹圏域 1人
	廿日市市 9人	廿日市東部圏域 3人
		廿日市中部圏域 3人
		廿日市西部圏域 0人
		佐伯圏域 0人
		吉和圏域 1人
		大野圏域 1人
		宮島圏域 1人

児童・母子・父子・寡婦福祉対策

(1) 母子福祉資金の貸付状況

(平成28年度)

区 分	総 数	大 竹 市	廿 日 市 市	
合 計	件 数	30	2	28
	貸付額(千円)	(15,859)	(744)	(15,115)
事業開始資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
事業継続資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
修学資金	件 数	21	2	19
	貸付額(千円)	(11,730)	(744)	(10,986)
技能習得資金	件 数	1		1
	貸付額(千円)	(588)		(588)
修業資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
就職支度資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
医療介護資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
生活資金	件 数	1		1
	貸付額(千円)	(1,692)		(1,692)
住宅資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
転宅資金	件 数	1		1
	貸付額(千円)	(52)		(52)
就学支度資金	件 数	6		6
	貸付額(千円)	(1,797)		(1,797)
結婚資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		

(2) 父子福祉資金の貸付状況

(平成28年度)

区 分	総 数	大 竹 市	廿 日 市 市	
合 計	件 数	1	-	1
	貸付額(千円)	(636)	(-)	(636)
事業開始資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
事業継続資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
修学資金	件 数	1		1
	貸付額(千円)	(636)		(636)
技能習得資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
修業資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
就職支度資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
医療介護資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
生活資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
住宅資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
転宅資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
就学支度資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
結婚資金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		

(3) 寡婦福祉資金の貸付状況

(平成28年度)

区 分		総 数	大 竹 市	廿日市市
合計	件数	1	-	1
	貸付額(千円)	(648)	(-)	(648)
事業開始資金	件数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
事業継続資金	件数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
修学資金	件数	1		1
	貸付額(千円)	(648)		(648)
技能習得資金	件数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
修業資金	件数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
就職支度資金	件数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
医療介護資金	件数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
生活資金	件数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
住宅資金	件数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
転宅資金	件数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
就学支度資金	件数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
結婚資金	件数	-		
	貸付額(千円)	(-)		

(4) 保育所の状況

(平成29年4月1日現在)

区 分		総 数	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安芸太田町
就 学 前 児 童 数		4,031	2,082	1,074	666	209
施設数(所)	計	18	6	4	4	4
	公 営	5	1			4
	民 営	13	5	4	4	
定 員		1,655	585	450	450	170
現 員		1,561	572	445	414	130
充 足 率 (%)		94.3	97.8	98.9	92.0	76.5

(5) 認可外保育施設の状況

(平成29年3月31日現在)

区 分	総 数	海 田 町	坂 町
施 設 数	3	2	1
利 用 人 員	50	25	25

医療対策

(1) 病院・診療所の状況

(平成29年3月31日現在)

区 分		総 数	大 竹 市	廿 日 市 市	
病 院	施 設 数	13	3	10	
	病 床 数	小 計	2,556	876	1,680
		一 般	1,149	440	709
		療養(療養型病床群を含む)	931	140	791
		精 神	476	296	180
		結 核	-		
		感 染 症	-		
		救 急 告 示	2	1	1
一 般 診 療 所	施 設 数	129	30	99	
	病 床 数	療 養 病 床	24		24
		一 般	69	8	61
	救 急 告 示	-			
歯 科 診 療 所		72	13	59	

(注1) 「救急告示」とは、一定の基準を満たした医療機関の開設者から県知事に、救急医療に関し協力する旨の申出のあった病院、診療所に対し、県知事が必要と認定したものを告示するものをいう。

(注2) 「療養病床」とは、一般病院及び有床診療所のうち慢性期疾患の患者が長期にわたって入院療養できる病床をいう。

(注3) 病床数は使用許可病床数。

(2) 立入検査及び使用許可件数

(平成28年度)

区 分	総 数	病 院	診 療 所	歯 科 診 療 所
立入検査延件数	26	13	12	1
新規開設に伴う使用許可件数	-			
構造設備の変更に伴う使用許可件数	4	4		

広島県医療安全支援センター《医療相談窓口のご案内》

受付時間: 月～金曜日(年末・年始、祝日除く) 13:00～16:00

相談方法: 電話、面談

専用電話: 082-513-3058

設置場所: 〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁本館6階

次の点について、あらかじめご了承ください

- ① 医療内容のトラブルについては、まず当事者間での話し合いが基本となります。
- ② 診療行為の是非や故意・過失の有無の判断はできません。
- ③ 病状に応じた適切な医療機関の紹介にはお答えできません。

健康増進・栄養改善対策等

(1) 給食施設等の指導状況

ア 施設数及び指導状況

(平成28年度)

区分	総数	特定給食施設				その他の給食施設			
		指定施設①		特定給食施設 (①を除く)		1回50食以上又は 1日100食以上		1回20食以上又は 1日50食以上	
		栄養士の いるもの	栄養士の いないもの	栄養士の いるもの	栄養士の いないもの	栄養士の いるもの	栄養士の いないもの	栄養士の いるもの	栄養士の いないもの
施設数 A	81	4		31	9	8	10	13	6
指導延数 B	55	4		23		7	5	13	3
1施設当たり指導 回数 B/A	0.7	1.0	-	0.7	0.0	0.9	0.5	1.0	0.5

(注)表中の栄養士とは管理栄養士を含む。

イ 施設別指導状況

(平成28年度)

区分	特定給食施設								その他の給食施設								給食施設 数に対する 割合 (%)	栄養士の 給食に 対する 割合 (%)	栄養士 ない給 食に 対する 割合 (%)	総数	
	指定施設				指定施設以外の 特定給食施設				1回50食以上又は 1日100食以上				1日20食以上又は 1日50食以上							施設 数	延指 導件 数
	栄養士の いるもの		栄養士の いないもの		栄養士の いるもの		栄養士の いないもの		栄養士の いるもの		栄養士の いないもの		栄養士の いるもの		栄養士の いないもの						
	施設 数	延指 導件 数	施設 数	延指 導件 数	施設 数	延指 導件 数	施設 数	延指 導件 数	施設 数	延指 導件 数	施設 数	延指 導件 数	施設 数	延指 導件 数	施設 数	延指 導件 数					
総数	4	4	0	0	31	23	9	0	8	7	10	5	13	13	6	3	67.9	83.9	32.0	81	55
学校					7	3	2						1		1		27.3	37.5	0.0	11	3
病院	4	4			7	9			1	3			2	2			128.6	128.6	-	14	18
介護老人 保健施設					2	2											100.0	100.0	-	2	2
老人福祉 施設					5	3			1	1			2	4			100.0	100.0	-	8	8
児童福祉 施設					9	5	7		2	1	8	3	8	7	4	3	50.0	68.4	31.6	38	19
社会福祉 施設					1	1											100.0	100.0	-	1	1
事業所																	-	-	-	-	-
寄宿舍																	-	-	-	-	-
矯正施設																	-	-	-	-	-
自衛隊																	-	-	-	-	-
一般給食 センター																	-	-	-	-	-
その他									4	2	2	2			1		57.1	50.0	66.7	7	4

(2) 健康増進法及び食品表示法(保健事項)に基づく食品表示の相談・指導状況

ア 相談状況

(平成28年度)

区 分	業者からの相談事例数
健康増進法(虚偽・誇大表示)	
食品表示法(保健事項)	10

イ 指導状況(違反事例)

(平成28年度)

区 分	事業者数	品 目 区 分							
		生鮮食品			加工食品				
		農産物	畜産物	水産物	農産物	畜産物	水産物	その他	
健康増進法(虚偽・誇大表示)									
食品表示法(保健事項)									

※発見し、他所へ通報したものは含まない。

(3) 健康増進事業実施状況

ア 健康診査

(平成28年度)

区 分		総 数	大 竹 市	廿 日 市 市
人 口		145,009	27,852	117,157
健康診査	対象者	743	199	544
	受診者	18	7	11
	受診率(%)	2.4	3.5	2
肝炎ウイルス検査	対象者	85,943	14,602	71,341
	受診者	682	488	194
	受診率(%)	0.8	3.3	0.3

(注1) 人口は、平成29年1月1日現在の住民基本台帳人口である。

(注2) 健康増進事業費補助金の事業実績報告による。

イ 健康診査以外の事業実績(健康教育, 健康相談, 訪問指導, 機能訓練)

(平成28年度)

区 分			総 数	大 竹 市	廿 日 市 市
健康教育	個 別	参加人員	-		
	集 団	実施回数	68	26	42
		参加人員	1,457	494	963
健康相談	重 点	実施回数	111		111
		参加人員	272		272
	総 合	実施回数	75	1	74
		参加人員	914	183	731
訪問指導	対象者数		39	28	11
	被指導実人員		39	28	11
機能訓練	実施回数		-		
	実 施 人 員	実 人 員	-		
		延 人 員	-		

(4) 健康生活応援店の状況

(平成28年度末現在)

区 分	認 証 店 舗 数	
た ば こ	禁 煙	25
	分 煙	2
	禁 煙 指 導	-
	小 計	27
栄 養 成 分 表 示	栄 養 成 分 表 示	2
	エ ネ ル ギ ー 表 示	-
	塩 分 表 示	-
	小 計	2
ヘルシーメニュー	やさいたっぷり	3
	塩 分 控 え め	-
	オーダーメニュー	-
	小 計	3
塩 分 控 え め 推 進 ・ 応 援	塩分控えめ推進・応援	-
	小 計	-
食 事 バ ラ ン ス	朝 食 摂 取	-
	食事バランスガイド	-
	小 計	-
運 動 実 践	正しい歩き方指導	-
	ウォーキング勧奨・応援	-
	サークル支援	-
	小 計	-
そ の 他	健康づくり応援	14
合 計		46
実 店 舗 数		42

(5) 食育圏域連絡会議開催状況

(平成28年度)

日時	平成29年2月16日(木)
場所	廿日市第二庁舎 4階401会議室
参加人数	13名
主な議題	1 食育推進の動向について 2 各市の食育推進について 3 各機関における食育推進の取組について情報・意見交換

会議構成機関

所 属	担当課等	備考
佐伯中央農業協同組合	総合企画課	
大野町漁業協同組合		
廿日市食品衛生協会		
西部厚生環境事務所・保健所管内 地域活動栄養士会		
大竹市食生活改善推進協議会		
廿日市市食生活改善推進員連絡協議会		
大竹市	社会健康課	
大竹市	福祉課	
大竹市	産業振興課	
大竹市教育委員会	総務学事課	
廿日市市	健康推進課	
廿日市市	子育て支援課	
廿日市市	農林水産課	
廿日市市教育委員会	教育指導課	
西部農林水産事務所	農村振興課	
西部教育事務所	教育指導課	
広島県西部保健所		

感染症対策

(1) 感染症発生状況

(平成28年)

区分	疾病名	件数	区分	疾病名	件数
一類	エボラ出血熱		五類 (全数)	アメーバ赤痢	2
	クリミア・コンゴ出血熱			ウイルス性肝炎 (E型肝炎及びA型肝炎を除く)	
	痘そう			カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	2
	南米出血熱			急性脳炎※6	
	ペスト			クリプトスポリジウム症	
	マールブルグ病			クロイツフェルト・ヤコブ病	
	ラッサ熱			劇症型溶血性レンサ球菌感染症	
	小計 A	-	後天性免疫不全症候群		
二類	急性灰白髄炎		ジアルジア症		
	結核	29	侵襲性インフルエンザ菌感染症		
	ジフテリア		侵襲性髄膜炎菌感染症		
	重症急性呼吸器症候群※1		侵襲性肺炎球菌感染症	1	
	中東呼吸器症候群※2		水痘 (患者が入院を要すると認められたものに限る)		
	鳥インフルエンザ (H5N1)		先天性風しん症候群		
	鳥インフルエンザ (H7N9) ※3		梅毒	1	
	小計 B	29	播種性クリプトコックス症		
三類	コレラ		破傷風		
	細菌性赤痢		バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症		
	腸管出血性大腸菌感染症	2	バンコマイシン耐性腸球菌感染症		
	腸チフス		風しん		
	パラチフス		麻しん		
	小計 C	2	薬剤耐性アシネトバクター感染症		
四類	E型肝炎		小計 E	6	
	ウエストナイル熱 (ウエストナイル脳炎を含む)		RSウイルス感染症	134	
	A型肝炎	1	咽頭結膜熱	255	
	エキノコックス症		A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	324	
	黄熱		感染性胃腸炎	1,940	
	オウム病		水痘	88	
	オムスク出血熱		手足口病	76	
	回帰熱		伝染性紅斑	155	
	キャサヌル森林病		突発性発しん	75	
	Q熱		百日咳	22	
	狂犬病		ヘルパンギーナ	110	
	コクシオイデス症		流行性耳下腺炎	236	
	サル痘		インフルエンザ※7	1,945	
	重症熱性血小板減少症候群※4		急性出血性結膜炎		
	腎症候性出血熱		流行性角結膜炎	11	
	西部ウマ脳炎		性器クラミジア感染症	5	
	ダニ媒介脳炎		性器ヘルペスウイルス感染症	0	
	炭疽		尖圭コンジローマ	1	
	チクングニア熱		淋菌感染症	1	
	つつが虫病	8	感染性胃腸炎 (病原体がロタウイルスであるものに限る)	14	
	デング熱		クラミジア肺炎 (オウム病を除く)		
	東部ウマ脳炎		細菌性髄膜炎※8		
	鳥インフルエンザ※5		マイコプラズマ肺炎	42	
	ニパウイルス感染症		無菌性髄膜炎	1	
	日本紅斑熱		ペニシリン耐性肺炎球菌感染症		
	日本脳炎		メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	92	
	ハンタウイルス肺症候群		薬剤耐性緑膿菌感染症		
	Bウイルス病		小計 F	5,527	
	鼻疽		新型インフルエンザ等感染症	G	
ブルセラ症		指定			
ベネズエラウマ脳炎		小計 H	-		
ヘンドラウイルス感染症		新	I		
発しんチフス		総計 A+B+C+D+E+F+G+H+I	5,575		
ポツリヌス症					
マラリア					
野兎病					
ライム病					
リッサウイルス感染症					
リフトバレー熱					
類鼻疽					
レジオネラ症					
レプトスピラ症	2				
ロッキー山紅斑熱					
小計 D	11				

- ※1 病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスに限る
- ※2 病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る
平成27年1月21日より追加
- ※3 平成27年1月21日より追加
- ※4 病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る
- ※5 H5N1及びH7N9を除く
- ※6 ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く
- ※7 鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く
- ※8 インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く
(注1) 一、二、三、四、五類(全数)、指定及び新感染症については、全数報告。
(注2) 五類(定点)感染症については、定点医療機関から報告。

(2) 結核の状況

ア 結核患者登録状況

(平成28年12月31日現在)

区 分		総 数	大 竹 市	廿 日 市 市
管 内 人 口		143,630	27,480	116,150
計		44	15	29
活 動 性 肺 結 核 患 者 数 (A)	喀 痰 塗 抹 陽 性 者	19	6	13
	そ の 他 の 結 核 菌 陽 性 者	2		2
	菌 陰 性 ・ そ の 他 の 者	5	1	4
活 動 性 肺 外 結 核 患 者 数 (B)		4	1	3
不 活 動 性 結 核 ・ そ の 他 の 者		14	7	7
有 病 率 (人 口 10 万 対)		20.9	29.1	18.9

(注1) 結核菌検査結果については登録時の結果を示すもの。

(注2) 人口には外国人を含む。(住民基本台帳の人口に外国人を加えた数)

(注3) 有病率(人口10万対) = $\frac{\text{活動性肺結核患者数(A)} + \text{活動性肺外結核患者数(B)}}{\text{人 口}} \times 100,000$

イ 結核患者新規登録状況

(平成28年)

区 分		総 数	大 竹 市	廿 日 市 市
管 内 人 口		143,630	27,480	116,150
計 (A + B)		20	5	15
活 動 性 肺 結 核 患 者 数 (A)	喀 痰 塗 抹 陽 性 者	12	3	9
	そ の 他 の 結 核 菌 陽 性 者	1		1
	菌 陰 性 ・ そ の 他 の 者	4	1	3
活 動 性 肺 外 結 核 患 者 数 (B)		3	1	2
り 患 率 (人 口 10 万 対)		13.9	18.2	12.9
潜 在 性 結 核 感 染 症		9	3	6

(注1) 潜在性結核感染症は総数に含まない。

(注2) り患率(人口10万対) = $\frac{\text{計 (A + B)}}{\text{人 口}} \times 100,000$

ウ 年齢階級別新規登録患者数

(平成28年12月31日現在)

区 分	総 数	大 竹 市	廿 日 市 市
計	20 (12)	5 (3)	15 (9)
0 歳 ~ 4 歳	(-)		
5 歳 ~ 9 歳	(-)		
10 歳 ~ 14 歳	(-)		
15 歳 ~ 19 歳	(-)		
20 歳 ~ 29 歳	2 (1)		2 (1)
30 歳 ~ 39 歳	2 (1)	1	1 (1)
40 歳 ~ 49 歳	(-)		
50 歳 ~ 59 歳	1 (1)		1 (1)
60 歳 ~ 69 歳	3 (1)		3 (1)
70 歳 ~	12 (6)	4 (3)	8 (5)

(注1) 下段の()は、結核菌喀痰塗抹陽性者再掲である。

(注2) 本表の総数とイ 結核患者新規登録状況の総数は一致する。

エ 結核健康診断・予防接種の実施状況

① 市町別実施状況

(平成28年度)

区分		総数	大竹市	廿日市市
一般住民	対象者数	41,643	9,172	32,471
	受診者数	3,802	420	3,382
	受診率(%)	9.1	4.6	10.4



(公財)結核予防会結核研究所

結核に関する知識や情報を提供しています。

〒204-8533 東京都清瀬市松山3-1-24

電話 042-493-5711 ファックス 042-492-4600

ホームページ <http://www.jata.or.jp>

② 実施主体別実施状況

(平成28年度)

実施主体	対象者	対象者数	受診状況		健康診断等の内容					
			受診者数	受診率	間接撮影	直接撮影	ツ反応	BCG	IGRA	
定期	計	51,367	13,305	25.9	2,315	10,897	-	-	-	
	事業者	従業者	7,296	7,097	97.3	833	6,218	/	/	/
	学校長	生徒	1,262	1,260	99.8	665	595	/	/	/
		学生	338	338	100.0	204	134	/	/	/
	施設長	入所者	828	808	97.6	193	568	/	/	/
	市町長	一般住民	41,643	3,802	9.1	420	3,382	/	/	/
知事 (保健所長)	計	165	159	96.4	0	77	(-)	(-)	83	
	接触者健診	118	113	95.8		47			83	
	集団健診									
	管理検診	47	46	97.9	/	30	/	/	/	

(注1) ()内は、ツ反応(ツベルクリン反応)検査とX線検査を併せて実施した場合の再掲。

(注2) 事業者欄は、学校(専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く)、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、社会福祉施設の対象者数(従事者数)又は受診者数を記載。

(注3) 生徒欄は、高校生の対象者数又は受診者数を記載。学生欄は、大学生等の対象者数又は受診者数を記載。

(注4) 本欄の市町長が実施主体となって実施する定期健康診断(一般住民)は、①表の各総数と一致すること。

(注5) 受診者数と健康診断等の計とは一致しない。

オ 市町別家庭訪問指導状況

(平成28年度)

区分	総数	大竹市	廿日市市
実人員	35	11	24
(再掲)新規登録患者	26	7	19
構成比	74.3	63.6	79.2
延人員	161	50	111
(再掲)新規登録患者	111	26	85
構成比	68.9	52.0	76.6

(注) (再掲)欄の新規登録患者とは、平成28年度に新規登録された結核患者を家庭訪問指導した場合に計上する。

(3) 感染症発生に伴う指導状況

(平成28年度)

	計	一類	二類	三類	四類	五類	新型インフルエンザ等感染症	指定感染症	新感染症
指導件数	34			2	4	28			
うち施設指導分	28					28			

(4) 新型インフルエンザ対策の連絡会議開催状況

(平成28年度)

日時	平成28年12月8日
場所	廿日市商工保健会館
参加人数	22人
主な議題	① 平成27年の圏域内の感染発生状況について ② 感染症状発生時の医療提供体制について ③ 新型インフルエンザ実地研修(案)について

会議構成メンバー

所属	職名	備考
大竹市医師会	会長	委員長
	副会長	
	副会長	
佐伯地区医師会	会長	
	理事	
	理事	
大竹薬剤師会	会長	
廿日市市薬剤師会	支部長	
国立病院機構広島西医療センター	診療部長	
厚生連広島総合病院	診療部長兼感染症対策室長	
広島県看護協会廿日市支部	支部長	
大竹警察署	署長	
廿日市警察署	署長	
大竹市消防本部	署長	
廿日市市消防本部	消防長	
大竹市社会健康課	課長	
廿日市市健康推進課	課長	
西部保健所	所長	

(5) エイズ相談及びHIV抗体検査の状況

(平成28年度)

区分	相談件数				H I V 抗体検査		
	計 (A+B+C)	電話相談A	来所(面接相談)B	家庭訪問指導C	計 (D+E)	スクリーニング検査D (再掲)迅速検査	確認検査E
計	62	40	22	-	22 (22)	22 (22)	-
男性	41	26	15		15 (15)	15 (15)	
女性	21	14	7		7 (7)	7 (7)	

(6) 健康教育実施状況

(平成28年度)

区 分	種別内訳			
	計	結核	感染症	エイズ
実施回数	9	3	1	5
参加延人員	415	207	126	82
(対象内訳)		大竹・廿日市	大竹・廿日市	高校生・大学生

(注1)種別内訳欄には、結核、エイズ、インフルエンザ、O157等の予防対策名を記入

(注2)エイズ予防は、対象内訳欄に実施した「一般」・「高校生」等のグループを記入

結核予防は、対象内訳欄に実施した市町名を記入

(7) 肝炎相談件数、肝炎ウイルス検査の実施状況及び肝炎治療受給者証の交付状況

ア 肝炎相談件数

(平成28年度)

計 (A+B)	電話相談 A	来 所(面接相談) B
198	51	147

イ 肝炎ウイルス検査実施状況

(平成28年度)

検査実施 日数	C型肝炎ウイルス検査実施件数		B型肝炎ウイルス検査 実施件数
	HCV抗体検査		HBs抗原検査
		うちHCV核酸増幅検査	
3	3	0	3

ウ 肝炎治療受給者証交付状況

(ア) インターフェロン治療 (平成28年度)

区 分	計	大竹市	廿日市市	管 外
申請数	2		1	1
交付数	2		1	1

(イ) 核酸アナログ製剤治療 (平成28年度)

区 分	計	大竹市	廿日市市	管 外
申請数	106	20	63	23
交付数	106	20	63	23

(ウ) インターフェロンフリー治療 (平成28年度)

区 分	計	大竹市	廿日市市	管 外
申請数	54	8	38	8
交付数	54	8	38	8

歯科保健対策

(1) 訪問指導等の状況

(平成28年度)

区 分	訪 問 に よ る 検 診 ・ 保 健 指 導 人 員									
	実 人 員	内 訳				延 人 員	内 訳			
		身体障害者 (児)	知的障害者 (児)	難病患者	その他		身体障害者 (児)	知的障害者 (児)	難病患者	その他
実 施 数	0					0				

(2) 相談事業の状況

(平成28年度)

区 分	回 数	実 人 員	内 訳			延 人 員	内 訳		
			本 人	保 護 者 介 護 者	そ の 他		本 人	保 護 者 介 護 者	そ の 他

(3) 市町指導・支援の状況

(平成28年度)

区 分	指 導 項 目	総 数	市 町 名	
			大 竹 市	甘 日 市 市
実 施 数	企 画 ・ 連 携 ・ 調 整	2	1	1
	調 査 ・ 研 究	0		
	情 報 の 収 集 ・ 提 供	2	1	1

精神保健福祉対策

(1) 精神障害者入院形態別患者数及び通院等の状況

(平成29年3月31日現在)

区 分	総 数	大竹市	廿日市市	管 外
措置入院患者数	6	1	2	3
医療保護入院患者数	200	88	112	
自立支援医療受給者数 (精神通院)	2,351	394	1,957	

(2) 精神障害者保健福祉手帳の所持状況

(平成29年3月31日現在)

障害等級	総 数	大竹市	廿日市市
計	1,240	198	1,042
1 級	109	11	98
2 級	782	136	646
3 級	349	51	298

(3) 組織育成支援状況

(平成28年度)

区 分	総 数	大竹市	廿日市市	管 外
計	12	-	12	-
患 者 会	-			
家 族 会	-			
断 酒 会	12		12	
ボ ラ ン テ ィ ア	-			

(注)精神保健福祉に関わる組織の育成のための支援活動を行った回数を計上している。

【例】会への出席、その準備のための当事者リーダーとの打ち合わせ及び関係機関との連絡等

(4) 相談指導実施状況

(平成28年度)

区 分		総 数	大竹市	廿日市市	管内計	管 外	
面 接	実 人 員	60	15	27	42	18	
	延 人 員	81	25	38	63	18	
	内 訳	老 人 精 神	1	1		1	
		社 会 復 帰	11	8	3	11	
		ア ル コ ー ル	-			0	
		薬 物	-			0	
		ギ ャ ン ブ ル	2		2	2	
		思 春 期	1		1	1	
		心 の 健 康 づ く り	7	3	4	7	
		摂 食 障 害	2	2		2	
		て ん か ん	1		1	1	
		そ の 他	56	11	27	38	18
	(再 掲) ひ き こ も り	-			(0)		
	(再 掲) 自 殺 関 連	-			(0)		
	(再 掲) 自 殺 者 の 遺 族	-			(0)		
電 話 相 談 延 人 員	230						
(再 掲) ひ き こ も り	23						
(再 掲) 自 殺 関 連	15						

(注)相談件数には、定期相談以外のその他の相談も含む。

(5) 家庭訪問指導状況

(平成28年度)

区 分		総 数	大竹市	廿日市市	管内計	管 外
実 人 員		5		5	5	
延 人 員		14		14	14	
内 訳	老 人 精 神	2		2	2	
	社 会 復 帰	2		2	2	
	ア ル コ ー ル	4		4	4	
	薬 物	-				
	ギ ャ ン ブ ル	-				
	思 春 期	1		1	1	
	心 の 健 康 づ く り	-				
	摂 食 障 害	-				
	て ん か ん	-				
	そ の 他	5		5	5	
	(再掲) ひきこもり	(5)		(5)	(5)	
(再掲) 自殺関連			(1)	(1)		
(再掲) 自殺者の遺族						
(再掲) 自殺者の遺族	-					

(6) 普及啓発・人材養成実施状況

ア 自殺対策

(平成28年度)

区 分	種別内訳			
	計	研修会		
		かかりつけ医	発達障害	パーソナリティ障害
実 施 回 数	3	1	1	1
対 象 者	-	行政関係者	行政関係者	行政関係者
参 加 延 人 数 (配 布 部 数)	115	27	38	50

(注)種別内訳欄には、講演会、研修会、街頭啓発活動等の種別を記入

イ その他の精神保健福祉対策

(平成28年度)

区 分	種 別 内 訳			
	計			
実 施 回 数	-			
対 象 者	-			
参 加 延 人 数 (配 布 部 数)	-	実施なし		

(注)種別内訳欄には、上段にアルコール、思春期等の対策名を、下段に講演会、研修会、街頭啓発活動等の種別を記入

難病対策等

(1) 特定医療費(指定難病)の承認状況

(平成29年3月31日現在)

告示番号	病名	疾患群	総数	承認総件数	
				大竹市	廿日市市
			1,190	263	927
001	球脊髄性筋萎縮症	神経・筋疾患	2		2
002	筋萎縮性側索硬化症	神経・筋疾患	21	7	14
003	脊髄性筋萎縮症	神経・筋疾患	-		
004	原発性側索硬化症	神経・筋疾患	-		
005	進行性核上性麻痺	神経・筋疾患	16	6	10
006	パーキンソン病	神経・筋疾患	176	46	130
007	大脳皮質基底核変性症	神経・筋疾患	4		4
008	ハンチントン病	神経・筋疾患	2		2
009	神経有棘赤血球症	神経・筋疾患	-		
010	シャルコー・マリー・トゥース病	神経・筋疾患	2	2	
011	重症筋無力症	神経・筋疾患	28	7	21
012	先天性筋無力症候群	神経・筋疾患	-		
013	多発性硬化症／視神経脊髄炎	神経・筋疾患	22	2	20
014	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	神経・筋疾患	2	2	
015	封入体筋炎	神経・筋疾患	-		
016	クロウ・深瀬症候群	神経・筋疾患	-		
017	多系統萎縮症	神経・筋疾患	7	1	6
018	脊髄小脳変性症 (多系統萎縮症を除く。)	神経・筋疾患	39	6	33
019	ライソゾーム病	代謝系疾患	1		1
020	副腎白質ジストロフィー	代謝系疾患	-		
021	ミトコンドリア病	代謝系疾患	-		
022	もやもや病	神経・筋疾患	25	2	23
023	プリオン病	神経・筋疾患	-		
024	亜急性硬化性全脳炎	神経・筋疾患	-		
025	進行性多巣性白質脳症	神経・筋疾患	-		
026	HTLV-1関連脊髄症	神経・筋疾患	-		
027	特発性基底核石灰化症	神経・筋疾患	-		
028	全身性アミロイドーシス	代謝系疾患	7	1	6

告示番号	病名	疾患群	総数	大竹市		廿日市市	
				大竹市	廿日市市	大竹市	廿日市市
	承認総件数		1,190	263		927	
029	ウルリツヒ病	神経・筋疾患	-				
030	遠位型ミオパチー	神経・筋疾患	-				
031	ベスレムミオパチー	神経・筋疾患	-				
032	自己貪食空胞性ミオパチー	神経・筋疾患	-				
033	シュワルツ・ヤンペル症候群	神経・筋疾患	-				
034	神経線維腫症	皮膚・結合組織疾患	1				1
035	天疱瘡	皮膚・結合組織疾患	13	2			11
036	表皮水疱症	皮膚・結合組織疾患	-				
037	膿疱性乾癬(汎発型)	皮膚・結合組織疾患	2				2
038	ステイーヴンス・ジョンソン症候群	皮膚・結合組織疾患	-				
039	中毒性表皮壊死症	皮膚・結合組織疾患	-				
040	高安動脈炎	免疫系疾患	4	3			1
041	巨細胞性動脈炎	免疫系疾患	1				1
042	結節性多発動脈炎	免疫系疾患	5	2			3
043	顕微鏡的多発血管炎	免疫系疾患	6	1			5
044	多発血管炎性肉芽腫症	免疫系疾患	6				6
045	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	免疫系疾患	1				1
046	悪性関節リウマチ	免疫系疾患	7	2			5
047	バージャー病	免疫系疾患	4	1			3
048	原発性抗リン脂質抗体症候群	免疫系疾患	-				
049	全身性エリテマトーデス	免疫系疾患	91	20			71
050	皮膚筋炎／多発性筋炎	免疫系疾患	23	5			18
051	全身性強皮症	皮膚・結合組織疾患	51	8			43
052	混合性結合組織病	免疫系疾患	11	2			9
053	シェーグレン症候群	免疫系疾患	6				6
054	成人スチル病	免疫系疾患	-				
055	再発性多発軟骨炎	免疫系疾患	-				
056	ベーチェット病	免疫系疾患	25	9			16
057	特発性拡張型心筋症	循環器系疾患	22	5			17
058	肥大型心筋症	循環器系疾患	1				1
059	拘束型心筋症	循環器系疾患	1	1			

告示番号	病名	疾患群	総数	大竹市	廿日市市
	承認総件数		1,190	263	927
060	再生不良性貧血	血液系疾患	12	4	8
061	自己免疫性溶血性貧血	血液系疾患	2		2
062	発作性夜間ヘモグロビン尿症	血液系疾患	-		
063	特発性血小板減少性紫斑病	血液系疾患	33	7	26
064	血栓性血小板減少性紫斑病	血液系疾患	-		
065	原発性免疫不全症候群	血液系疾患	3	2	1
066	IgA腎症	腎・泌尿器系疾患	2		2
067	多発性嚢胞腎	腎・泌尿器系疾患	9	1	8
068	黄色靱帯骨化症	骨・関節系疾患	5		5
069	後縦靱帯骨化症	骨・関節系疾患	53	8	45
070	広範脊柱管狭窄症	骨・関節系疾患	8	1	7
071	特発性大腿骨頭壊死症	骨・関節系疾患	42	7	35
072	下垂体性ADH分泌異常症	内分泌系疾患	1		1
073	下垂体性TSH分泌亢進症	内分泌系疾患	-		
074	下垂体性PRL分泌亢進症	内分泌系疾患	5		5
075	クッシング病	内分泌系疾患	2		2
076	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	内分泌系疾患	-		
077	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	内分泌系疾患	5		5
078	下垂体前葉機能低下症	内分泌系疾患	18	6	12
079	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	代謝系疾患	-		
080	甲状腺ホルモン不応症	内分泌系疾患	-		
081	先天性副腎皮質酵素欠損症	内分泌系疾患	1		1
082	先天性副腎低形成症	内分泌系疾患	-		
083	アジソン病	内分泌系疾患	1		1
084	サルコイドーシス	呼吸器系疾患	21	5	16
085	特発性間質性肺炎	呼吸器系疾患	3	2	1
086	肺動脈性肺高血圧症	呼吸器系疾患	2		2
087	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症	呼吸器系疾患	-		
088	慢性血栓性肺高血圧症	呼吸器系疾患	8	1	7
089	リンパ脈管筋腫症	呼吸器系疾患	-		
090	網膜色素変性症	視覚系疾患	16	1	15

告示番号	病名	疾患群	総数	大竹市		廿日市市	
				承認	総件数	承認	総件数
			1,190	263	927		
091	バッド・キアリ症候群	消化器系疾患	-				
092	特発性門脈圧亢進症	消化器系疾患	-				
093	原発性胆汁性肝硬変	消化器系疾患	34	11	23		
094	原発性硬化性胆管炎	消化器系疾患	1		1		
095	自己免疫性肝炎	消化器系疾患	5	1	4		
096	クローン病	消化器系疾患	48	8	40		
097	潰瘍性大腸炎	消化器系疾患	197	52	145		
098	好酸球性消化管疾患	消化器系疾患					
099	慢性特発性偽性腸閉塞症	消化器系疾患	-				
100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	消化器系疾患	-				
101	腸管神経節細胞僅少症	消化器系疾患	-				
102	ルビンシュタイン・テイビ症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-				
103	CFC症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-				
104	コステロ症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-				
105	チャージ症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-				
106	クリオピリン関連周期熱症候群	免疫系疾患	-				
107	全身型若年性特発性関節炎	免疫系疾患	-				
108	TNF受容体関連周期性症候群	免疫系疾患	-				
109	非典型溶血性尿毒症症候群	腎・泌尿器系疾患	1		1		
110	ブラウ症候群	免疫系疾患	-				
111	先天性ミオパチー	神経・筋疾患	-				
112	マリネスコ・シェーグレン症候群	神経・筋疾患	-				
113	筋ジストロフィー	神経・筋疾患	1		1		
114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	神経・筋疾患	-				
115	遺伝性周期性四肢麻痺	神経・筋疾患	-				
116	アトピー性脊髄炎	神経・筋疾患	-				
117	脊髄空洞症	神経・筋疾患	-				
118	脊髄髄膜瘤	神経・筋疾患	-				
119	アイザックス症候群	神経・筋疾患	-				
120	遺伝性ジストニア	神経・筋疾患	-				
121	神経フェリチン症	神経・筋疾患	-				

告示番号	病名	疾患群	総数	大竹市	廿日市市
	承認総件数		1,190	263	927
122	脳表ヘモジドリン沈着症	神経・筋疾患	-		
123	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	神経・筋疾患	-		
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	神経・筋疾患	-		
125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	神経・筋疾患	-		
126	ペリー症候群	神経・筋疾患	-		
127	前頭側頭葉変性症	神経・筋疾患	-		
128	ピッカースタッフ脳幹脳炎	神経・筋疾患	-		
129	痙攣重積型(二相性)急性脳症	神経・筋疾患	-		
130	先天性無痛無汗症	神経・筋疾患	-		
131	アレキサンダー病	神経・筋疾患	-		
132	先天性核上性球麻痺	神経・筋疾患	-		
133	メビウス症候群	神経・筋疾患	-		
134	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	視覚系疾患	-		
135	アイカルディ症候群	神経・筋疾患	-		
136	片側巨脳症	神経・筋疾患	-		
137	限局性皮質異形成	神経・筋疾患	1		1
138	神経細胞移動異常症	神経・筋疾患	-		
139	先天性大脳白質形成不全症	神経・筋疾患	-		
140	ドラベ症候群	神経・筋疾患	-		
141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	神経・筋疾患	-		
142	ミオクロニー欠神てんかん	神経・筋疾患	-		
143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	神経・筋疾患	-		
144	レノックス・ガストー症候群	神経・筋疾患	-		
145	ウエスト症候群	神経・筋疾患	-		
146	大田原症候群	神経・筋疾患	-		
147	早期ミオクロニー脳症	神経・筋疾患	-		
148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	神経・筋疾患	-		
149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	神経・筋疾患	-		
150	環状20番染色体症候群	神経・筋疾患	-		
151	ラスマッセン脳炎	神経・筋疾患	-		
152	PCDH19関連症候群	神経・筋疾患	-		

告示番号	病名	疾患群	総数	大竹市	廿日市市
	承認総件数		1,190	263	927
153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	神経・筋疾患	-		
154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	神経・筋疾患	-		
155	ランドウ・クレフナー症候群	神経・筋疾患	-		
156	レット症候群	神経・筋疾患	-		
157	スタージ・ウェーバー症候群	神経・筋疾患	-		
158	結節性硬化症	神経・筋疾患	-		
159	色素性乾皮症	神経・筋疾患	-		
160	先天性魚鱗癬	皮膚・結合組織疾患	-		
161	家族性良性慢性天疱瘡	皮膚・結合組織疾患	-		
162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	皮膚・結合組織疾患	1		1
163	特発性後天性全身性無汗症	皮膚・結合組織疾患	-		
164	眼皮膚白皮症	視覚系疾患	-		
165	肥厚性皮膚骨膜炎	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-		
166	弾性線維性仮性黄色腫	皮膚・結合組織疾患	-		
167	マルファン症候群	皮膚・結合組織疾患	1	1	
168	エーラス・ダンロス症候群	皮膚・結合組織疾患	-		
169	メンケス病	代謝系疾患	-		
170	オクシピタル・ホーン症候群	皮膚・結合組織疾患	-		
171	ウィルソン病	代謝系疾患	-		
172	低ホスファターゼ症	骨・関節系疾患	-		
173	VATER症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-		
174	那須ハコラ病	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-		
175	ウィーバー症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-		
176	コフィン・ローリー症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-		
177	有馬症候群	神経・筋疾患	-		
178	モワット・ウィルソン症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-		
179	ウィリアムズ症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-		
180	ATR-X症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-		
181	クルーゾン症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-		
182	アペール症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-		
183	ファイファー症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-		

告示番号	病名	疾患群	総数	大竹市	
				大竹市	廿日市市
承認総件数			1,190	263	927
184	アントレー・ビクスラー症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-		
185	コフィン・シリス症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-		
186	ロスムンド・トムソン症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-		
187	歌舞伎症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-		
188	多脾症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-		
189	無脾症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-		
190	鰓耳腎症候群	聴覚・平衡機能系疾患	-		
191	ウェルナー症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-		
192	コケイン症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-		
193	ブラダー・ウィリ症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-		
194	ソトス症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-		
195	ヌーナン症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-		
196	ヤング・シンブソン症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-		
197	1p36欠失症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-		
198	4p欠失症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-		
199	5p欠失症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-		
200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-		
201	アンジェルマン症候群	神経・筋疾患	-		
202	スミス・マギニス症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-		
203	22q11.2欠失症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-		
204	エマヌエル症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-		
205	脆弱X症候群関連疾患	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-		
206	脆弱X症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-		
207	総動脈幹遺残症	循環器系疾患	-		
208	修正大血管転位症	循環器系疾患	-		
209	完全大血管転位症	循環器系疾患	-		
210	単心室症	循環器系疾患	-		
211	左心低形成症候群	循環器系疾患	-		
212	三尖弁閉鎖症	循環器系疾患	1		1
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	循環器系疾患	-		
214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	循環器系疾患	-		

告示番号	病名	疾患群	総数	大竹市	廿日市市
	承認総件数		1,190	263	927
215	ファロー四徴症	循環器系疾患	-		
216	両大血管右室起始症	循環器系疾患	-		
217	エプスタイン病	循環器系疾患	-		
218	アルポート症候群	腎・泌尿器系疾患	-		
219	ギャロウェイ・モフト症候群	腎・泌尿器系疾患	-		
220	急速進行性糸球体腎炎	腎・泌尿器系疾患	-		
221	抗糸球体基底膜腎炎	腎・泌尿器系疾患	-		
222	一次性ネフローゼ症候群	腎・泌尿器系疾患	3	1	2
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	腎・泌尿器系疾患	-		
224	紫斑病性腎炎	腎・泌尿器系疾患	-		
225	先天性腎性尿崩症	腎・泌尿器系疾患	-		
226	間質性膀胱炎(ハンナ型)	腎・泌尿器系疾患	-		
227	オスラー病	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-		
228	閉塞性細気管支炎	呼吸器系疾患	-		
229	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)	呼吸器系疾患	-		
230	肺胞低換気症候群	呼吸器系疾患	-		
231	α 1-アンチトリプシン欠乏症	呼吸器系疾患	-		
232	カーニー複合	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-		
233	ウォルフラム症候群	内分泌系疾患	-		
234	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)	代謝系疾患	-		
235	副甲状腺機能低下症	内分泌系疾患	-		
236	偽性副甲状腺機能低下症	内分泌系疾患	-		
237	副腎皮質刺激ホルモン不応症	内分泌系疾患	-		
238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	骨・関節系疾患	2		2
239	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	内分泌系疾患	-		
240	フェニルケトン尿症	代謝系疾患	-		
241	高チロシン血症1型	代謝系疾患	-		
242	高チロシン血症2型	代謝系疾患	-		
243	高チロシン血症3型	代謝系疾患	-		
244	メープルシロップ尿症	代謝系疾患	-		
245	プロピオン酸血症	代謝系疾患	-		

告示番号	病名	疾患群	総数	大竹市	
				大竹市	廿日市市
	承認総件数		1,190	263	927
246	メチルマロン酸血症	代謝系疾患	-		
247	イソ吉草酸血症	代謝系疾患	-		
248	グルコーストランスポーター1欠損症	代謝系疾患	-		
249	グルタル酸血症1型	代謝系疾患	-		
250	グルタル酸血症2型	代謝系疾患	-		
251	尿素サイクル異常症	代謝系疾患	-		
252	リジン尿性蛋白不耐症	代謝系疾患	-		
253	先天性葉酸吸収不全	代謝系疾患	-		
254	ポルフィリン症	代謝系疾患	-		
255	複合カルボキシラーゼ欠損症	代謝系疾患	-		
256	筋型糖原病	代謝系疾患	-		
257	肝型糖原病	代謝系疾患	-		
258	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	代謝系疾患	-		
259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	代謝系疾患	-		
260	シトステロール血症	代謝系疾患	-		
261	タンジール病	代謝系疾患	-		
262	原発性高カイロミクロン血症	代謝系疾患	-		
263	脳腱黄色腫症	代謝系疾患	-		
264	無βリボタンパク血症	代謝系疾患	-		
265	脂肪萎縮症	代謝系疾患	-		
266	家族性地中海熱	免疫系疾患	-		
267	高IgD症候群	免疫系疾患	-		
268	中條・西村症候群	免疫系疾患	-		
269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	免疫系疾患	-		
270	慢性再発性多発性骨髄炎	骨・関節系疾患	-		
271	強直性脊椎炎	骨・関節系疾患	3	1	2
272	進行性骨化性線維異形成症	骨・関節系疾患	-		
273	肋骨異常を伴う先天性側弯症	骨・関節系疾患	-		
274	骨形成不全症	骨・関節系疾患	-		
275	タナトフォリック骨異形成症	骨・関節系疾患	-		
276	軟骨無形成症	骨・関節系疾患	-		

告示番号	病名	疾患群	総数	大竹市	廿日市市
277	リンパ管腫症/ゴーム病	呼吸器系疾患	-		
278	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)	呼吸器系疾患	-		
279	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)	循環器系疾患	-		
280	巨大動静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)	循環器系疾患	-		
281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	循環器系疾患	-		
282	先天性赤血球形成異常性貧血	血液系疾患	1		1
283	後天性赤芽球癆	血液系疾患	1		1
284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	血液系疾患	-		
285	ファンconi貧血	血液系疾患	-		
286	遺伝性鉄芽球形貧血	血液系疾患	-		
287	エプスタイン症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-		
288	自己免疫性出血病XⅢ	免疫系疾患	-		
289	クロンカイト・カナダ症候群	消化器系疾患	-		
290	非特異性多発性小腸潰瘍症	消化器系疾患	-		
291	ヒルシュスブルグ病(全結腸型又は小腸型)	消化器系疾患	-		
292	総排泄腔外反症	消化器系疾患	-		
293	総排泄腔遺残	消化器系疾患	-		
294	先天性横隔膜ヘルニア	呼吸器系疾患	-		
295	乳幼児肝巨大血管腫	消化器系疾患	-		
296	胆道閉鎖症	消化器系疾患	-		
297	アラジール症候群	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	-		
298	遺伝性膵炎	消化器系疾患	-		
299	嚢胞性線維症	消化器系疾患	-		
300	IgG4関連疾患	免疫系疾患	-		
301	黄斑ジストロフィー	視覚系疾患	-		
302	レーベル遺伝性視神経症	視覚系疾患	-		
303	アッシャー症候群	視覚系疾患	-		
304	若年発症型両側性感音難聴	耳鼻科系疾患	-		
305	遅発性内リンパ水腫	耳鼻科系疾患	-		
306	好酸球性副鼻腔炎	免疫系疾患	2		2

(2) 特定疾患治療研究事業の承認状況

(平成29年3月31日現在)

区 分	総 数	大 竹 市	廿 日 市 市
承認総件数	2	-	2
スモン	1		1
難治性の肝炎のうち劇症肝炎	1		1
重症急性膵炎	-		
重症多形滲出性紅斑	-		
プリオン病(ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る)	-		

(3) 小児慢性特定疾病医療費助成の状況

(平成29年3月31日現在)

疾病番号	区 分	総 数	大 竹 市	廿 日 市 市
	承 認 総 件 数	214 (-)	36 (-)	178 (-)
1	悪 性 新 生 物	21 (-)	3	18
2	慢 性 腎 疾 患	19 (-)	5	14
3	慢 性 呼 吸 器 疾 患	4 (-)	2	2
4	慢 性 心 疾 患	48 (-)	8	40
5	内 分 泌 疾 患	66 (-)	9	57
6	膠 原 病	4 (-)		4
7	糖 尿 病	6 (-)	1	5
8	先 天 性 代 謝 異 常	4 (-)	1	3
9	血 液 疾 患	18 (-)	4	14
10	免 疫 疾 患	1 (-)	1	
11	神 経 ・ 筋 疾 患	14 (-)	2	12
12	慢 性 消 化 器 疾 患	5 (-)		5
13	染 色 体 又 は 遺 伝 子 に 変 化 を 伴 う 症 候 群	3 (-)		3
14	皮 膚 疾 患	1 (-)		1

(注) ()内は、小児特定疾患児手帳交付件数の再掲である。

(4) 相談事業の実施状況

(平成28年度)

区 分		管 内	管 外	
特 定 疾 患	実 人 員	1,105		
	延 人 員	1,105	-	
	申 請 等	1,083		
	医 療	病 気 ・ 病 状 治 療 ・ 服 薬		
	看 護 ・ 日 常 生 活			
	福 祉 制 度			
	歯 科	22		
	食 事 ・ 栄 養			
	就 労 学			
	そ の 他			
小 児 慢 性 特 定 疾 患	実 人 員	222		
	延 人 員	222	-	
	申 請 等	214		
	医 療	病 気 ・ 病 状 治 療 ・ 服 薬	2	
	看 護 ・ 日 常 生 活	6		
	福 祉 制 度			
	歯 科			
	食 事 ・ 栄 養			
	就 労 学			
	そ の 他			

(5) 電話相談及び面接相談等の状況

(平成28年度)

区 分	電話相談	面接相談	総 数
延 人 員	1,052	1,332	2,384

(注) 相談事業以外で、随時に行われたものを計上している。

(6) 家庭訪問指導の状況

ア 特定疾患

(平成28年度)

区 分	総 数	大 竹 市	廿日市市
実 人 員	2		2
延 人 員	2		2

イ 小児慢性特定疾患

(平成28年度)

区 分	総 数	大 竹 市	廿日市市
実 人 員	-		
延 人 員	-		

(7) 患者・家族に対する学習会の実施状況

(平成28年度)

区 分	総 数	大 竹 市	廿日市市	所 内	管 外
開 催 回 数	2			2	
実 人 員	35			35	
延 人 員	35			35	

(8) 在宅療養支援計画策定・評価会議の開催状況

(平成28年度)

開催回数	2
参加人数	26

(9) アレルギー疾患相談事業等実施状況

ア 相談開催回数

(平成28年度)

開催回数	相談実人員	相談延人員
-		

イ 対象者

(ア) 年齢別内訳

(平成28年度)

年 齢	相談実人員	相談延人員
乳 児		
1～3歳未満		
3～6歳未満		
6歳以上		
合 計	0	0

(イ) 疾患別内訳 (平成28年度)

年 齢	アトピー性皮膚炎	気管支喘息	花粉症	リウマチ	その他(内容)	計
乳 児						0
1～3歳未満						0
3～6歳未満						0
6歳以上						0
合 計	0	0	0	0	0	0

ウ 連絡協議会等開催状況

(平成28年度)

開 催 回 数	0
参 加 人 数	0

(10) アスベスト相談状況

ア 相談件数(実受付件数)

(平成28年度)

3

イ 相談内容

(平成28年度)

相談区分	延件数
1 労働衛生に関するもの (例) 石綿に関する作業に従事していたが、労災手続きを知りたい	2
2 環境、居住空間に関するもの (例) 建物、駐車場に石綿を思われる箇所(建材)があり心配 自宅の建材に石綿が使っているか調べてもらえるか等	
3 健康に関するもの (例) 石綿製品の製造等に従事していたため、健康が心配 近くに石綿製品の製造工場があったため、健康が心配	1
4 建築に関するもの (例) どの建材に石綿が含まれているか知りたい 石綿を含む建材の除去工事はどうすれば良いか	
5 その他 (例) 石綿等を運搬するために必要な産業廃棄物処理業許可について 石綿を含む建材の廃棄方法について	
計	3
石綿健康被害救済給付に関するもの	2

※ 延件数の合計は、相談内容が重複しているものがあるため、実受付件数の合計とは一致しない。

(11) 森永ひ素ミルク患者対策

ア 相談等状況件数

(平成28年度)

相 談	16	件
家 庭 訪 問		件

イ 連絡会議等開催状況

(平成28年度)

開 催 回 数	1	回
参 加 人 数	4	人

母子保健対策

(1) 長期療養児療育相談指導の実施状況

ア 訪問指導等の状況

(平成28年度)

区分	訪問による検診・保健指導人員								
	実人員				延人員				その他
	内 訳				内 訳				
	身体障害者(児)	知的障害者(児)	難病患者		身体障害者(児)	知的障害者(児)	難病患者		
実施数	1			1	1				1

イ 相談事業の状況

(平成28年度)

区分	回数	実人員			延人員				
		内 訳			内 訳				
		本人	保護者 介護者	その他	本人	保護者 介護者	その他		
実施数	1	17	3	11	3	17	3	11	3

(2) 不妊治療費助成の申請状況

(平成28年度)

区分	総数	大竹市	廿日市市
計(延件数)	111	24	87
実人員	63	11	52

(3) 不妊検査費助成の申請状況

(平成28年度)

区分	総数	大竹市	廿日市市
不妊検査費助成件数	12	2	10

(4) 先天性代謝異常等検査結果指導状況

(平成28年度)

区分	総数	大竹市	廿日市市
連絡票件数	3	2	1
保健指導延人員	12	8	4

食品衛生対策

(1) 施設数の状況

ア 許可を要する施設数

(平成29年3月31日現在)

区 分		総 数	大 竹 市	廿 日 市 市
計		2,326	413	1,913
飲食店営業	一 般 食 堂 ・ レ ス ト ラ ン 等	597	89	508
	仕 出 し ・ 弁 当	179	42	137
	旅 館	54	3	51
	そ の 他	331	64	267
菓 子 (パ ン を 含 む) 製 造 業		141	23	118
乳 処 理 業		1		1
特 別 牛 乳 搾 取 処 理 業		-		
乳 製 品 製 造 業		1		1
集 乳 業		-		
魚 介 類 販 売 業		204	45	159
魚 介 類 競 り 売 り 営 業		2	1	1
魚 肉 練 り 製 品 製 造 業		-		
食 品 の 冷 凍 ま た は 冷 蔵 業		16	2	14
缶 詰 又 は 瓶 詰 食 品 製 造 業 (上 記 お よ び 下 記 以 外)		7	2	5
喫 茶 店 営 業		312	48	264
あ ん 類 製 造 業		7		7
ア イ ス ク リ ー ム 類 製 造 業		3		3
乳 類 販 売 業		245	47	198
食 肉 処 理 業		6		6
食 肉 販 売 業		156	34	122
食 肉 製 品 製 造 業		1		1
乳 酸 菌 飲 料 製 造 業		-		
食 用 油 脂 製 造 業		-		
マ ー ガ リ ン 又 は シ ョ ー ト ニ ン グ 製 造 業		-		
み そ 製 造 業		3	2	1
し ょ う 油 製 造 業		4	2	2
ソ ー ス 類 製 造 業		1		1
酒 類 製 造 業		1		1
豆 腐 製 造 業		2	1	1
納 豆 製 造 業		-		
め ん 類 製 造 業		3	1	2
総 菜 製 造 業		42	5	37
添 加 物 (法 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 規 格 が 定 め ら れ た も の に 限 る) 製 造 業		2	2	
食 品 の 放 射 線 照 射 業		-		
清 涼 飲 料 水 製 造 業		3		3
氷 雪 製 造 業		-		
氷 雪 販 売 業		2		2

イ 許可を要しない施設数（食品関係条例対象施設を含む）

（平成29年3月31日現在）

区 分		総 数	大 竹 市	廿 日 市 市
計		1,406	275	1,131
給食施設	学 校	7		7
	病 院 ・ 診 療 所	7	1	6
	事 業 所	1	1	
	そ の 他	34	8	26
乳 搾 取 業		36	6	30
食 品 製 造 業		164	32	132
野 菜 果 物 販 売 業		56	5	51
総 菜 販 売 業		84	11	73
菓 子（パンを含む）販 売 業		131	22	109
食 品 販 売 業（上記以外）		831	177	654
添加物（法第11条第1項の規定により規格が定められたものを除く）の製造業		-		
添 加 物 の 販 売 業		7	2	5
氷 雪 採 取 業		-		
器 具 ・ 容 器 包 装 ， お も ち ゃ の 製 造 業 又 は 販 売 業		48	10	38

ウ 食品関係条例対象施設数（許可を要しない施設の再掲）

（平成29年3月31日現在）

区 分		総 数	大 竹 市	廿 日 市 市
計		406	84	322
加 工 水 産 物 販 売 業		287	57	230
加 工 水 産 物 製 造 業		16	6	10
魚 介 類 等 行 商 業		3	1	2
かき作業場	一 類	86	19	67
	二 類	14	1	13

(2) 食品衛生監視指導計画及び実施状況

(平成28年度)

年間立入 目標回数	対象業種	対 象 要 件	施設数	年間立入 目標回数	年間立入 件数
4回	食品製造業	広域流通食品	14	56	2,196
		大量製造食品			
		危険度の高い食品(レトルト食品等)			
		乳児, 高齢者等の喫食が多い食品(牛乳等)			
	飲食店営業	大量調理施設	8	32	
集団給食	大量調理施設	6	24		
3回	食品製造業	県特産品(かき処理施設)	103	309	
		規格基準のある食品(魚肉練製品, 清涼飲料水等)	7	21	
2回	食品製造業	日配食品(めん類, 豆腐, 納豆等)	124	248	
1回	食品製造業	上記以外の製造業	90	90	
	飲食店営業	仕出し弁当, 旅館	216	216	
		学校, 病院, 社会福祉施設	11	11	
	食品販売業	食肉, 魚介類	366	366	
1回/2年	上記以外	集団給食	552	276	
1回/3年	上記以外	飲食店営業	351	105	
1回/4年	上記以外	要許可販売業	20	5	
1回/5年	上記以外		1,830	366	
合 計			3,698	2,125	2,196

※ 対象要件については, 必要に応じ各所で記載

(3) 食品衛生監視指導状況

ア 許可を要する施設に対する監視指導状況

(平成28年度)

区 分		施 設 数	監視指導延施設数	行政処分件数
計		2,350	1,237	-
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	596	235	
	仕出し・弁当	176	119	
	旅館	53	61	
	その他	343	123	
菓子(パンを含む)製造業		140	100	
乳処 理 業		1	5	
特別牛乳搾取処理業				
乳製 品 製 造 業		1	7	
集 乳 業				
魚 介 類 販 売 業		206	128	
魚 介 類 競 り 売 り 営 業		2		
魚 肉 練 り 製 品 製 造 業				
食品の冷凍または冷蔵業		16	6	
缶詰又は瓶詰食品製造業 (上記および下記以外)		7	2	
喫 茶 店 営 業		334	112	
あ ん 類 製 造 業		7	7	
アイスクリーム類製造業		3	1	
乳 類 販 売 業		241	151	
食 肉 処 理 業		6	3	
食 肉 販 売 業		154	127	
食 肉 製 品 製 造 業		1	1	
乳 酸 菌 飲 料 製 造 業				
食 用 油 脂 製 造 業				
マーガリン又はショートニング製造業				
み そ 製 造 業		3	2	
し ょ う 油 製 造 業		4	4	
ソ ー ス 類 製 造 業		1	1	
酒 類 製 造 業		1	1	
豆 腐 製 造 業		2	1	
納 豆 製 造 業				
め ん 類 製 造 業		3	4	
総 菜 製 造 業		42	32	
添加物(法第11条第1項の規定により 規格が定められたものに限る)製造業		2		
食 品 の 放 射 線 照 射 業				
清 涼 飲 料 水 製 造 業		3	4	
氷 雪 製 造 業				
氷 雪 販 売 業		2		

(注)施設数は、平成28年3月31日現在である。

イ 許可を要しない施設に対する監視指導状況（食品関係条例対象施設を含む）

（平成28年度）

区 分		施設数	監視指導延施設数	行政処分件数
計		1,406	808	-
給食施設	学 校	7	3	
	病 院 ・ 診 療 所	7	20	
	事 業 所	1	1	
	そ の 他	34	8	
乳 搾 取 業		36		
食 品 製 造 業		164	278	
野 菜 果 物 販 売 業		56	93	
総 菜 販 売 業		84	107	
菓 子（パンを含む）販 売 業		131	116	
食 品 販 売 業（上記以外）		831	129	
添 加 物（法第11条第1項の規定により規格が定められたものを除く）の製造業				
添 加 物 の 販 売 業		7	53	
氷 雪 採 取 業				
器 具 ・ 容 器 包 装、おもちゃの製造業又は販売業		48		

（注）施設数は、平成28年3月31日現在である。

ウ 食品関係条例対象施設に対する監視指導状況（許可を要しない施設の再掲）

（平成28年度）

区 分		施設数	監視指導延施設数	行政処分件数
計		373	418	-
加 工 水 産 物 販 売 業		279	143	
加 工 水 産 物 製 造 業		17	7	
魚 介 類 等 行 商 業		3	8	
かき作業場	一 類	64	248	
	二 類	10	12	

（注）施設数は、平成28年3月31日現在である。

(4) 食品収去検査状況

(平成28年度)

区 分		収去試験検体数	不良検体数	不良理由
総 数		458	-	
小 計		440	-	
魚 介 類		150		
冷凍食品	無加熱摂取冷凍食品			
	凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品			
	凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品			
	生食用冷凍鮮魚介類			
魚介類加工品(かん詰・びん詰を除く)		67		
肉卵類及びその加工品(かん詰・びん詰を除く)		39		
乳 製 品		45		
乳類加工品(アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む)		1		
アイスクリーム類・氷菓				
穀類及びその加工品(かん詰・びん詰を除く)		24		
野菜類・果物及びその加工品(かん詰・びん詰を除く)		98		
菓 子 類		13		
清 涼 飲 料 水		3		
酒 精 飲 料				
氷 雪				
水				
かん詰・びん詰食品				
その他の食品				
添加物及びその製剤				
器具及び容器包装				
おもちゃ				
乳	小 計	18	-	
	生 乳			
	牛 乳	18		
	低 脂 肪 牛 乳			
	加 工 乳			
そ の 他 の 乳				

(5) 集団食中毒発生状況

(平成28年)

No	発生年月日	発生場所	喫食者数	有症者数	死者数	原因食品	病因物質	原因施設	喫食場所	事件の概要	発生要因
1											

該当なし

(注)集団食中毒:有症者数が6名以上の食中毒

生活衛生対策等

(1) 生活衛生施設監視指導状況

(平成28年度)

区 分	施 設 数							立入 検査 件数	監 (%視 率)	
	総 数	大 竹 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町			
計	612	121	181	116	75	40	79	243	39.7	
旅 館	小 計	46	5	2	2	4	-	33	36	78.3
	ホ テ ル	2			1			1	3	150.0
	旅 館	14	2		1	3		8	16	114.3
	簡 易 宿 所	30	3	2		1		24	17	56.7
	下 宿	-								-
公衆浴場	小 計	18	-	2	4	3	2	7	22	122.2
	一 般	1					1		2	200.0
	そ の 他	17		2	4	3	1	7	20	117.6
興 行 場	小 計	1	-	1	-	-	-	-	1	100.0
	映 画 館	1		1					1	100.0
	そ の 他	-								-
理 容 所	147	33	49	27	18	9	11	32	21.8	
美 容 所	253	58	82	47	32	17	17	49	19.4	
ク リ ー ニ ン グ 所	小 計	75	11	22	20	12	4	6	98	130.7
	一 般	26	5	7	5	6	1	2	26	100.0
	取 次	48	6	15	15	5	3	4	72	150.0
	無 店 舗 取 次 店	1				1				0.0
コインランドリー営業施設	19	5	4	7	2		1	1	5.3	
うちト ^ラ イクリーンク ^ク 洗濯機設置施設(再掲)	-								-	
特 定 建 築 物	小 計	36	7	11	4	4	7	3	4	11.1
	興 行 場	-								-
	百 貨 店	2	2							0.0
	そ の 他 の 特 定 建 築 物	3	1			1		1	1	33.3
	店 舗	14	2	2	3	2	5		3	21.4
	事 務 所	13	1	8	1	1	2			0.0
	学 校	2	1	1						0.0
	旅 館	2						2		0.0
	小 計	17	2	8	5	-	1	1	-	-
登 録 営 業 所	建 築 物 清 掃 業	5		2	2		1			0.0
	建 築 物 空 気 環 境 測 定 業	2	1	1						0.0
	建 築 物 空 気 調 和 用 ダ ク ト 清 掃 業	-								-
	建 築 物 飲 料 水 水 質 検 査 業	1	1							0.0
	建 築 物 飲 料 水 貯 水 槽 清 掃 業	4		2	1			1		0.0
	建 築 物 排 水 管 清 掃 業	-								-
	建 築 物 ね ず み・こ ん 虫 等 防 除 業	2		1	1					0.0
	建 築 物 環 境 衛 生 総 合 管 理 業	3		2	1					0.0

(注1)コインランドリー営業施設は、広島県コインランドリー営業施設衛生指導要綱に定める施設である。

(注2)その他の特定建築物とは、集会場、図書館、博物館、美術館、遊技場等をいう。

(注3)施設数は平成29年3月31日現在である。

(2) 水道施設の監視状況

(平成28年度)

区 分	総 数	広 島 市	呉 市	大 竹 市	廿 日 市 市	安 芸 高 田 市	江 田 島 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町	
行政区域内人口	1,767,519	1,190,877	232,230	27,852	116,947	29,944	24,627	52,021	29,265	24,581	13,049	6,757	19,369	
計	施設数	236	2	5	1	6	14	1	68	52	23	28	31	5
	立入検査件数	44	2	5	1	5	11	1	-	1	3	-	11	4
	計画給水人口	204,702	2,128	11,400	31,856	12,870	28,906	41,630	-	31,500	21,820	-	8,792	13,800
	現在給水人口	157,555	1,224	8,489	27,049	9,817	22,455	23,666	-	28,980	21,783	-	5,027	9,065
上水道	施設数	6			1		1	1		1	1			1
	立入検査件数	6			1		1	1		1	2			
	計画給水人口	148,316			31,856		14,510	41,630		31,500	21,820			7,000
	現在給水人口	118,989			27,049		13,085	23,666		28,980	21,537			4,672
簡易水道	施設数	33	2	5		6	13						3	4
	立入検査件数	29	2	5		5	10						3	4
	計画給水人口	56,386	2,128	11,400		12,870	14,396						8,792	6,800
	現在給水人口	38,172	1,224	8,489		9,817	9,370						4,879	4,393
専用水道	施設数	9									1		8	
	立入検査件数	8											8	
	現在給水人口	394									246		148	
簡易 専用水道	施設数	172						68	51	20	28	5		
	立入検査件数	0												
小規模水道	施設数	16									1		15	
	立入検査件数	1									1			

(注1)行政区域内人口、計画給水人口及び現在給水人口は、平成28年3月31日現在である。

(注2)施設数は、平成28年度に給水実績のある上水道、簡易水道の事業数、専用水道の施設数であり、当該年度中に竣工したものを含む。

(注3)立入検査件数は平成28年度における実績値であり、施設数には同年度中に竣工したものを含む。

(注4)浄水受水専用水道の現在給水人口は専用水道の合計値に含めないが、施設数、立入検査数は合計値に含む。

(注5)保健所の管轄外である国認可の上水道、市並びに事務移譲町域内の専用水道、簡易専用水道及び小規模水道は含まない。

(3) 狂犬病予防業務の状況

(平成28年度)

区 分	総 数	大 竹 市	廿 日 市 市
登 録 頭 数	8,015	1,253	6,762
	(436)	(114)	(332)
予 防 注 射 頭 数	5,973	928	5,045

(注) 登録は、平成7年度から生涯1回実施。下段()内は、新規登録頭数である。

薬事対策

(1) 薬事等監視指導状況

(平成28年度)

区 分	施 設 数			立入検査件数	監視指導率 (%)		
	総数	大竹市	廿日市				
計	411	107	304	103	25.1		
薬 局	80	24	56	40	50.0		
薬局製造販売業(薬局製造業)	5	1	4	3	60.0		
医薬品販売業	小 計	35	8	27	27	77.1	
	店舗販売業	28	7	21	19	67.9	
	卸売販売業	7	1	6	8	114.3	
	薬種商販売業	-	-	-	-	-	
	特例販売業	小 計	-	-	-	-	-
		一 般	-	-	-	-	-
		駅構内売店	-	-	-	-	-
高度管理医療機器等の販売業・賃貸業	51	14	37	25	49.0		
管理医療機器販売業・賃貸業	240	60	180	8	3.3		

(注) 施設数は、平成29年3月31日現在である。

(2) 毒劇物監視指導状況

(平成28年度)

区 分	施 設 数			立入検査件数	監視指導率 (%)	
	総数	大竹市	廿日市			
計	93	37	56	56	60.2	
製 造 業	11	6	5		0.0	
輸 入 業	2	1	1		0.0	
販 売 業	小 計	77	28	49	54	70.1
	一 般	65	25	40	39	60.0
	農 業 用 品 目	12	3	9	15	125.0
	特 定 品 目	-	-	-	-	-
業 務 上 取 扱 者	小 計	3	2	1	2	66.7
	電 気 め っ き 事 業	-	-	-	-	-
	金 属 熱 処 理 事 業	-	-	-	-	-
	毒 物 劇 物 運 送 事 業	3	2	1	2	66.7
し ろ あ り 防 除 事 業	-	-	-	-	-	

(注) 施設数は、平成29年3月31日現在である。

(3) 麻薬・覚せい剤立入検査状況

(平成28年)

区 分		施 設 数 等			立入検査件数	監視指導率 (%)
		総 数	大 竹 市	廿 日 市 市		
計		735	170	565	178	24.2
麻 薬	小 計	138	29	109	54	39.1
	家庭麻薬製造業者	-				-
	卸売業者	-				-
	小売業者	66	15	51	33	50.0
	病 院	12	3	9	19	158.3
	一般診療所	54	10	44	2	3.7
	歯科診療所	-				-
	飼育動物診療施設	6	1	5		0.0
	研 究 者	-				-
大麻	研 究 者	-				-
向 精 神 薬	小 計	303	71	232	66	21.8
	卸売業者	-				-
	免許みなし卸売販売業者	7	1	6	8	114.3
	免許みなし薬局	80	24	56	37	46.3
	小売業者	-				-
	病 院	13	3	10	19	146.2
	一般診療所	129	30	99	2	1.6
	歯科診療所	72	13	59		0.0
	飼育動物診療施設	-				-
	試験研究施設	2		2		0.0
覚 せ い 剤	小 計	-	-	-	-	-
	施用機関	-				-
	研 究 者	-				-
覚 せ い 剤 原 料	小 計	294	70	224	58	19.7
	取扱者	-				-
	薬 局	80	24	56	37	46.3
	病院・診療所	214	46	168	21	9.8
	飼育動物診療施設	-				-
	研 究 者	-				-

(注1) 施設数は、平成28年12月31日現在である。

(注2) 研究者にあつては、人員数である。

(注3) 「免許みなし卸売販売業者」とは、医薬品の卸売販売業の許可を受けた者であつて、向精神薬卸売業者の免許を受けた者とみなされた者のことである。

「免許みなし薬局」とは、薬局開設の許可を受けた者であつて、向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者の免許を受けた者とみなされた者のことである。



「ダメ。ゼッタイ。」普及運動

今日、薬物乱用問題は全世界的な広がりを見せ、人間の生命はもとより、あらゆる社会組織や国の安定を脅かすなど、人類が抱える最も深刻な社会問題の一つとなっている。

このような地球的規模での薬物乱用問題は、世界の国々が一丸となって取り組むべきことであり、かつ、国民一人一人の認識を高める必要があることから、本運動は、「国連薬物乱用根絶宣言」(2009年～2019年)の支援事業の一環として、国連決議による「6・26国際麻薬乱用撲滅デー」の周知を官民一体となって図り、併せて、内外における薬物乱用防止に資することを目的として行う。

(4) 医薬品収去検査状況

(平成28年度)

区 分		収去検体件数	不適件数	不適理由
崩壊試験		4	0	
定 量 試 験	ジフェンヒドラミン塩酸塩	2	0	
	ニコチン酸アミド	2	0	
	アスコルビン酸	2	0	
	イブプロフェン	2	0	

(5) 家庭用品の試買検査状況

(平成28年度)

検 査 項 目	試験検査数	不適件数
ホルムアルデヒド(生後24月以内)	9	0
ホルムアルデヒド(生後24月以内を除く)	4	0
有機水銀化合物	3	0
アゾ化合物	3	0

(注) 権限移譲により事務を所管していない場合は、記載しない。

(6) 献血状況

(平成28年度)

区 分		総数	大竹市	廿日市市
受 付 者 数		3,849	1,425	2,424
献 血 者	計	2,966	1,204	1,762
	200mL	26		26
	400mL	2,940	1,204	1,736

(注) 献血ルームでの数値は含まない。



けんけつちゃん

(7) 温泉監視指導状況

(平成28年度)

区 分	施 設 数											立 入 検 査 件 数	監 視 指 導 率 (%)		
	総 数	大 竹 市	廿 日 市 市	呉 市	安 芸 高 田 市	江 田 島 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町			北 広 島 町	
計	149	7	56	20	11	11	3	5	-	2	16	18	76	51.0	
温 泉	源 泉	137	7	56	20	11	11	3	4		1	6	18	32	23.4
	利 用 施 設	12							1		1	10		44	366.7

(注1) 施設数は、平成28年3月31日現在である。

(注2) 権限移譲により事務を所管していない場合は、記載しない。

環境保全対策

(1) 公害関係特定施設の状況

(平成29年3月31日現在)

区 分		工場・事業者等数	施設数	届出等受理件数	立入検査延件数	改善命令等件数		
						行政指導	改善命令	一時停止
ばい煙	計	137	300	17	(121) 35	-	-	-
	法による届出	133	291	16	(118) 34			
	条例による届出	4	9	1	(3) 1			
VOC(揮発性有機化合物)	計	5	14	-	(23) 8	-	-	-
	法による届出	5	14		(23) 8			
一般粉じん	計	36	170	4	(83) 10	-	-	-
	法による届出	14	42	2	(34) 5			
	条例による届出	22	128	2	(49) 5			
特定粉じん	計	22	-	22	(16) 16	1	-	-
	発生施設届出							
	排出等作業届出	22	/	22	(16) 16	1		
ダイオキシン類	法による届出	16	23	2	(2) 2			
水質汚濁	計	420	/	50	43	2	-	-
	法による届出	378	/	45	40	1		
	条例による届出	42	/	5	3	1		
	法による許可	59	/	22	91	8		

(注1)ばい煙、一般粉じん及び特定粉じんの立入検査の()内は、施設数に対するもの、下段は事業所・工場数に対するものである。

(注2)法による届出には、電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に基づくものを含んでいる。

(注3)届出等受理件数から改善命令等件数までの件数は、平成28年度の状況である。

(2) 土壌汚染, 化学物質対策の状況

(平成29年3月31日現在)

区 分		許可数 (総数)	新規(変更) 許可数	届出(申請)等 受理件数	立入検査 延件数	行政処分件数 (許可取消 改善命令等)	行政指導 件数
汚染土壌処理業							
法による届出			13	2			
法による申請			1	1			
条例による報告			5				

(3) フロン排出抑制法 登録事業者登録状況

(平成29年3月31日現在)

区 分	登録数	新規登録数	立入検査 延件数	改善命令等件数	
				行政指導	改善命令
第一種フロン類充填回収業者数	21	1	2		

(注) 新規登録数から改善命令等件数は、平成28年度の状況である。

(4) 公害苦情事案の取扱状況

(平成28年度)

区分	総件数	内 訳		事 案 別 内 訳						
		前年度からの繰越分	本年度発生分	ばい煙 (ガスを含む)	粉じん	水質汚濁	騒音振動	廃棄物	悪臭	その他
計	7	-	7	-	1	-	-	5	1	-
	(調査指導延件数)		(7)		(1)			(5)	(1)	
処理済	7		7		1			5	1	
翌年度へ繰越	-									

(注1)処理済とは、加害行為又は被害の原因がなくなった等、翌年度へ解決等を繰り越した以外の場合である。
 (注2)他機関に指導等を移送した件数は含んでいない。
 (注3)水質汚濁には、水質汚染事故を含む。

(5) 水質事故事案の取扱状況

(平成28年度)

区分	総件数	内 訳	
		現場調査	その他
対応件数	19	17	2

(注1)実際に河川等公共用水域に流出しなかったものも含む。
 (注2)その他の欄は、電話対応など、現場調査以外の対応件数である。

(6) 大気汚染測定網(常設)一覧表

(平成29年3月31日現在)

区分		市 町	総 数	大 竹 市	廿 日 市 市
硫黄酸化物	溶液導電率法又は紫外線蛍光法		8 (1)	1 (1)	7
	簡易測定法		-		7
窒素酸化物	吸光光度法又は化学発光法		14 (2)	6 (1)	8 (1)
	簡易測定法		(-)	5	7
一酸化炭素			- (-)		
光化学オキシダント			2 (2)	1 (1)	1 (1)
浮遊粒子状物質			2 (2)	1 (1)	1 (1)
微小粒子状物質			1 (1)	1 (1)	
炭化水素			- (-)		
降下ばいじん			9 (-)	4	5
浮遊粉じん			- (-)		
風向	風速		2 (2)	1 (1)	1 (1)
温湿	湿度		1 (1)	1 (1)	
日射量			1 (1)	1 (1)	

(注)下段()内は、県有施設の再掲。

<光化学オキシダントに係る緊急時措置>

光化学オキシダントに係る緊急時発令状況

(平成28年度)

区 分		総件数	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月
情 報	大竹地区	3					3		
	廿日市地区	3		1			2		
注 意 報	大竹地区	-							
	廿日市地区	-							

(注) 区分の枠内は緊急時発令した地域名である。

緊急時発令基準及び措置

種 類	発令基準(ppm)	措 置
情 報	0.10 以上	排出量(排出ガス量, 窒素酸化物量等)を20%以上減少協力
注 意 報	0.12 以上	” ” 20%以上減少要請

(7) 環境調査の実施状況

(平成28年度調査分)

区 分		調 査 地 点	調査回数
水 質 汚 濁	河 川 (湖 沼 を 含 む)	小瀬川(小瀬川貯水池) 玖島川(渡ノ瀬貯水池流入前, 渡ノ瀬貯水池, 玖島川河口) 永慶寺川(下浜) 御手洗川(金剛寺) 可愛川(可愛)	12回
	海 域	広島湾西部(31-2, 31-8, 31-13, 31-18, 31-21, 31-22-5, 31-27, 31-29, 31-30) 広島湾(32-14, 32-18, 32-30)	12回
	海 水 浴 場	廿日市市(包ヶ浦)	2回
	地 下 水	大竹市(1カ所), 廿日市市(1カ所)	1回
	環 境 ホ ル モ ン 調 査	永慶寺川(下浜)	1回
大 気 汚 染	有 害 大 気 汚 染 物 質 モ ニ タ リ ン グ 調 査	大竹市(油見公園)	12回
	ア ス ベ ス ト モ ニ タ リ ン グ 調 査	解体現場(1カ所), 廃棄物処理施設(1カ所)	1回
	酸 性 雨		
	そ の 他		
騒 音 調 査			
土 壌 汚 染			
ダイオキシン類	大 気	大竹市(油見公園), 廿日市市(桂公園)	2回
	水 質		
	底 質		
	土 壌	廿日市市(1カ所)	1回

廃棄物対策

(1) 一般廃棄物処理施設等立入検査状況

(平成29年3月31日現在)

区 分		総数	届出等 受理件数	大竹市	廿日市市
し尿処理施設	施設数	-			
	立入検査件数	-			
ごみ処理施設	施設数	-			
	立入検査件数	-			
一般廃棄物 最終処分場	施設数	-			
	立入検査件数	-			
公共下水道 終末処理場	施設数	6		1	5
	立入検査件数	6		2	4
浄化槽保守点検業者	施設数	6	3	2	4
	立入検査件数	2			2

(注)立入検査件数及び届出等受理件数は、平成28年度の状況である。

(2) 産業廃棄物処理業許可等の状況

(平成29年3月31日現在)

区 分	許可 件数	うち 優良 認定	新規 許可	更新 許可	変更 許可	変更 届	うち 全部 廃止	失効	再 交付	移 管	
										管 轄 内 へ (増)	管 轄 外 へ (減)
総 数 (a + b)	214	13	7	29	3	180				4	3
A 収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	183	9	7	24	3	166				3	3
+ うち積替え保管を含むもの('a)	32	6		4	2	60					
B 処分業 (b ; b = c + d + e)	31	4		5		14				1	
中間処理業(c)	29	4		5		13				1	
中間処理・最終処分業(d)											
最終処分業(e)	2					1					
産業 廃棄物 A	小計 (a + b)	190	9	6	25	2	156			3	3
収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	160	5	6	20	2	142				2	3
うち積替え保管を含むもの('a)	25	3		3	2	50					
処分業 (b ; b = c + d + e)	30	4		5		14				1	
中間処理業(c)	28	4		5		13				1	
中間処理・最終処分業(d)											
最終処分業(e)	2					1					
特別 管理 産業 廃棄物 B	小計 (a + b)	24	4	1	4	1	24				1
収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	23	4	1	4	1	24				1	
うち積替え保管を含むもの('a)	7	3		1		10					
処分業 (b ; b = c + d + e)	1										
中間処理業(c)	1										
中間処理・最終処分業(d)											
最終処分業(e)											

(記入要領)

- 1 複数の許可を持つ業者に対して、それぞれの許可について1件ずつ計上すること。
- 2 平成28年度末時点の所管業者の許可件数及び平成27年度に許可した各種許可件数等を記入すること。
- 3 平成28年度中に収集運搬業又は処分業の全部廃止を行ったものを「変更届『うち全部廃止』」欄に計上す
- 4 平成28年度中に許可の失効した許可業者については「失効」欄に計上すること。
- 5 平成28年度中に破損等により許可証を再交付した件数について「再交付」欄に計上すること。
- 6 平成28年度中に移管により管轄内へ入ったもの及び管轄外に出たものを「移管」欄に計上すること。

(3) 自動車リサイクル法 登録・許可状況

(平成29年3月31日現在)

区分	登録・許可業者数	新規登録・許可件数	更新許可件数	変更許可件数	届出等受理件数	
					廃止	その他
引取業	36		2	-		7
フロン類回収業	11		2	-		5
解体業	2		1	-		
破砕業	1			-		1
合計	50	-	5	-	-	13

(注1)登録・許可数は、事業者数である。
 (注2)新規登録・許可件数から届出受理件数は、平成28年度の状況である。

(4) 産業廃棄物処理施設設置状況等

(平成29年3月31日現在)

区分	施設数			新規許可件数		変更許可件数		譲受け・借受け許可		届出等受理件数				定期検査			
	事業者	処分業者	うち熱回収	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	廃止		その他		事業者	処分業者		
										事業者	処分業者	事業者	処分業者				
施設数合計	40	11	29	-	-	2	-	-	-	-	-	-	12	6	3	-	
中間処理施設数	小計			35	10	25	-	-	2	-	-	-	-	11	6	2	-
	汚泥	脱水	3	2	1	-								2		-	-
		乾燥	2	2		-								2		-	-
		天日乾燥	-			-										-	-
		焼却	2	1	1											1	
	廃油	油水分離	-			-										-	-
		焼却	2	1	1									1		1	
	廃酸・廃アルカリ	中和	-			-										-	-
	廃プラスチック類	破砕	4		4	-									3	-	-
		焼却	1		1										1		-
	木くず・がれき類	破砕	16		16	-	2								2	-	-
		焼却	5	4	1									6			
	その他		-														
最終処分場施設数	小計			5	1	4	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-
	安定型	4		4	-												
	管理型	1	1		-								1		1		
PCB廃棄物保管事業所		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	58	-	-	-
産業廃棄物事業場外保管届		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注1)施設の種類が重複するものについては、主たる用途により区分した。
 (注2)新規・変更許可件数及び届出等受理件数は、平成28年度の状況である。
 (注3)PCB廃棄物保管事業所に係る届出等受理件数は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書」の受理件数である。

(5) 産業廃棄物関係立入指導等状況

(平成28年度)

事業番号		調査件数等				指導件数						指導内容						
		実施事業所数	調査等延べ件数		分析検体数	命	警	勸	通	報	注	指	指	指				
			うち中間処理施設	うち埋立処分場											令	告	告	知
1	有害物質排出事業所立入検査	2	2		4													
2	公害防止協定事業所立入検査	5	12	3	1													
3	産業廃棄物処理業立入検査	44	87	55	9					1	4	8	8					
4	産業廃棄物埋立処分場立入検査	事業者																
		処理業者	4	9		9	43		1			1	2	2				
5	建設業立入検査	13	13								2	2	2					
6	県外産廃事前協議確認立入検査	7	18															
7	医療廃棄物排出事業所立入検査	14	14															
8	PCB廃棄物保管事業所立入検査	14	21								2	4	4					
9	焼却施設立入検査	2	4	3														
10	産業廃棄物運搬車輛検査（回数・台数）	2	16						10		8	15	15					
11	不法投棄等監視ランドパトロール（回数・件数）	5	8															
12	不法投棄等監視スカイパトロール（回数・件数）	1	1															
13	不法投棄等監視シーパトロール（回数・件数）	1	1															
14	スカイパトロールのフォローアップ調査																	
15	産業廃棄物に係る事業処理立入検査	事業者	12	24						6	2	6	5	1				
		処理業者	6	47	4	1				2	8	2	7	6	1			
16	産業廃棄物処理施設定期検査立入	3	3	2	1													
17	産業廃棄物処理施設使用前検査立入	2	3	1	2													
18	産業廃棄物事業場外保管事業所立入																	
19	その他事業所立入検査	10	12								1	1	1					
20	自動車リサイクル法関係立入検査	登録業者	2	2														
		許可業者	1	1														
合計		150	298	68	22	48		1		12	15	22	45	43	2			

産業廃棄物苦情による立入検査件数
(記入要領)

- 1 事業ごとの調査件数は、該当するもの全てに計上すること。例えば、産廃処理業に立入り、県外産廃事前協議確認立入りも行えば、各欄に1件ずつ計上すること。
- 2 産業廃棄物埋立処分場立入検査は、浸出水や廃棄物の分析を実施したものを計上し、サンプリングを行わない処分場への立入検査は、産廃処理業立入検査等に計上すること。
- 3 調査等延べ件数は、事後確認、再指導を含めた立入り数を記入し、その内、中間処理施設と埋立処分場に係るものについては、内数として該当欄に記入すること。
- 4 許可(変更許可)申請指導件数には、来所相談件数(申請書提出日も含む。)を計上することとし、変更届に係るものも含むこと。
- 5 産業廃棄物苦情による立入件数は、苦情解決までの一連の立入件数を計上すること。事業番号1～19と苦情による立入が重複する場合は、両方に計上すること。

(6) 産業廃棄物に係る協議等

【県外産業廃棄物に係る事前協議等】

(平成28年度)

種類	協議件数	承認件数	搬出元都道府県数	搬出元都道府県名	協議された廃棄物の種類名	県外産業廃棄物の処分業者名	不承認件数	不承認とした理由	
中間処理	産廃	157	157	8	岡山県 山口県 島根県 鳥取県 福岡県 愛知県 京都府 東京都	廃プラスチック類, 繊維くず, がれき類, ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず, 金属くず, 木くず, 廃石膏ボード紙くず 汚泥	(株)シンテツ, (株)サニックス (株)マエダ, 安田金属(株), 中国高圧コンクリート工業(株), (株)都市ビルサービス, (株)きやま, 広島堆肥プラント(株)		
	特管								
	計	157	157	8		計 9 種類			
最終処分	産廃	45	45	4	山口県 島根県 鳥取県 岡山県	廃プラスチック類 がれき類, ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず, 石綿含有産業廃棄物, 金属くず	みつぎ産業(株) (有)渡ノ瀬興業		
	特管								
	計	45	45	4		計 5 種類			

- 1 平成28年4月1日～平成29年3月31日の間に処理した件数について記入すること。
- 2 県外産廃の処分業者名については、承認に係る処分業者名を全て記入すること。
- 3 不承認とした場合はその理由を記入すること。

【不法投棄等防止連絡協議会の開催状況】

開催年月日	主催者	開催場所	出席機関	参加人数	協議内容
平成28年7月21日	広島県西部厚生環境事務所環境管理課	広島県廿日市第二庁舎4階401会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・林野庁近畿中国森林管理局広島森林管理署, 広島北部森林管理署 ・海上保安庁広島海上保安本部, 岩国海上保安署 ・大竹市, 廿日市市, 安芸高田市, 府中町, 海田町, 熊野町, 安芸太田町, 北広島町 ・海田警察署, 廿日市警察署, 大竹警察署, 安芸高田警察署 ・県産業廃棄物対策課, 県西部総務事務所(総務課, 総務第二課), 県西部農林水産事務所(水産課, 林務第一課), 県西部建設事務所(管理第一課, 廿日市支所, 安芸太田支所), 県広島港湾振興事務所, 県西部厚生環境事務所(環境管理課, 広島支所衛生環境課) 	35	<ul style="list-style-type: none"> (1)平成27年度の取組状況及び平成28年度の取組状況・予定について (2)不法投棄監視強化対策事業について (3)協議提案事業等ア かき洗浄残差の対応について イ 廃船及び放置艇について (4)平成28年度広島西部地域廃棄物不法投棄防止連絡協議会合同パトロール実施要領について
平成28年12月13日	広島県西部厚生環境事務所環境管理課	廿日市地区	廿日市市, 大竹市, 廿日市市警察署, 県西部農林水産事務所, 県西部建設事務所廿日市支所, 県西部厚生環境事務所	11	不法投棄パトロール
平成28年12月16日	広島県西部厚生環境事務所環境管理課	大竹地区	大竹市, 大竹警察署, 県西部農林水産事務所, 県西部建設事務所廿日市支所, 県西部厚生環境事務所	9	不法投棄パトロール

試験検査業務

試験検査の実施状況

(平成28年度) (単位: 件)

検 査 項 目			件 数	
感 染 症 関 係 細 菌 学 的 検 査	合 計 A		54	
	赤 痢 菌			
	コ レ ラ 菌			
	チ フ ス ・ パ ラ チ フ ス 菌			
	そ の 他	腸 管 出 血 性 大 腸 菌	50	
そ の 他		4		
食 品 衛 生 関 係 検 査	合 計 B		704	
	食 中 毒	小 計	45	
		細 菌 学 的 検 査	45	
		理 化 学 的 検 査		
		そ の 他		
	食 品 等	細 菌 学 的 検 査	小 計	484
			成 分 規 格	75
			衛 生 規 範	135
			か き	258
			精 度 管 理	12
			そ の 他	4
		理 化 学 的 検 査	小 計	175
			成 分 規 格	44
			添 加 物 使 用 基 準	80
			残 留 農 薬 ・ 有 機 スズ	15
そ の 他			36	
環 境 保 全 関 係 検 査	合 計 C		829	
	工 場 ・ 事 業 場 排 水	小 計	618	
		細 菌 学 的 検 査	222	
		理 化 学 的 検 査	一 般 項 目 ・ 栄 養 塩 等	330
			重 金 属 等 有 害 物 質	41
			V O C 等 有 害 物 質	25
	そ の 他			
	廃 棄 物	小 計	198	
		細 菌 学 的 検 査	5	
		重 金 属 等 有 害 物 質	62	
		V O C 等 有 害 物 質	26	
		一 般 項 目	105	
		そ の 他		
	大 気	小 計	12	
煙 道 測 定 に 伴 う ば い 塵 等				
重 油 中 硫 黄 分				
そ の 他		12		
そ の 他	そ の 他	1		
そ の 他	合 計 D			
	医 薬 品 等			
	そ の 他			
合 計 (A+B+C+D)			1,587	

(注) 件数は、原則として検体数で計上している。

但し、同一検体で2種以上の検査を行った場合は、それぞれ該当する区分に計上している。

その他の資料

管内の保健・医療・福祉関係の主要団体等一覧

(平成29年4月1日現在)

区分	名称	〒	住所	TEL	団体の種類等	
連携の団体	広島県西部地域保健対策協議会	738-0004	廿日市市桜尾二丁目2-68 広島県西部保健所	0829-32-1181	地域保健対策協議会	
	廿日市市健康づくり推進協議会	738-8512	廿日市市新宮一丁目13-1 廿日市市健康推進課	0829-20-1610	健康づくり推進協議会	
	大竹市献血推進協議会	739-0692	大竹市小方一丁目11-1 大竹市保健医療課	0827-59-2111	献血推進協議会	
	廿日市市献血推進協議会	738-8512	廿日市市新宮一丁目13-1 廿日市市健康推進課	0829-20-1610		
	広島県薬物乱用防止指導員広島地区協議会	738-0004	廿日市市桜尾二丁目2-68 広島県西部保健所内	0829-32-1181	広島県薬物乱用防止指導員協議会	
	大竹市民生委員児童委員協議会	739-0603	大竹市西栄二丁目4-1 総合福祉センター内	0827-52-2235	民生委員児童委員協議会	
	廿日市市民生委員児童委員協議会	738-8501	廿日市市下平良一丁目11-1 廿日市市福祉総務課内	0829-30-9151		
	安芸高田市民生委員児童委員協議会	731-0592	安芸高田市吉田町吉田791 安芸高田市社会福祉課内	0826-42-5615		
	江田島市民生委員児童委員協議会	737-2295	江田島市大柿町大原505 江田島市社会福祉課内	0823-43-1638		
	府中町民生児童委員協議会	735-8686	安芸郡府中町大通三丁目5-1 府中町福祉課内	082-286-3162		
	海田町民生委員児童委員協議会	736-8601	安芸郡海田町上市14-18 海田町社会福祉課内	082-823-9207		
	熊野町民生委員児童委員協議会	731-4292	安芸郡熊野町中溝一丁目1-1 熊野町民生課内	082-820-5635		
	坂町民生委員児童委員協議会	731-4393	安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目1-1 坂町民生課	082-820-1505		
	安芸太田町民生委員児童委員協議会	731-3810	山県郡安芸太田町大字戸河内784-1 安芸太田町住民生活課内	0826-28-2116		
北広島町民生委員児童委員協議会	731-1595	山県郡北広島町有田1234 北広島町福祉課内	050-5812-1851			
呉市社会福祉協議会	737-8517	呉市中央五丁目12-21 呉市福祉会館内	0823-25-3509	社会福祉協議会		
大竹市社会福祉協議会	739-0603	大竹市西栄二丁目4-1 総合福祉センター内	0827-52-2211			
廿日市市社会福祉協議会	738-8512	廿日市市新宮一丁目13-1 あいプラザ内	0829-20-0294			
安芸高田市社会福祉協議会	731-0521	安芸高田市吉田町常友1564-2 安芸高田市保健センター内	0826-42-2941			
江田島市社会福祉協議会	737-2302	江田島市能美町鹿川2060 能美福祉センター内	0823-40-2501			
府中町社会福祉協議会	735-0023	安芸郡府中町浜田本町5-25 ふれあい福祉センター内	082-285-7278			
海田町社会福祉協議会	736-0035	安芸郡海田町日の出町2-35 海田町福祉センター内	082-820-0294			
熊野町社会福祉協議会	731-4214	安芸郡熊野町中溝一丁目11-1 熊野町中央地域健康センター内	082-855-2855			
坂町社会福祉協議会	731-4312	安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目3-19 平成ヶ浜福祉センター内	082-885-2611			
安芸太田町社会福祉協議会	731-3702	山県郡安芸太田町中筒賀2802-5 安芸太田町筒賀福祉センター内	0826-32-2226			
北広島町社会福祉協議会	731-2104	山県郡北広島町大朝2513-1 大朝福祉センター内	0826-82-2680			
大竹地区歯科衛生連絡協議会	739-0692	大竹市小方一丁目11-1 大竹市保健医療課	0827-59-2140	地区歯科衛生連絡協議会		
廿日市地区歯科衛生連絡協議会	738-8512	廿日市市新宮一丁目13-1 廿日市市健康推進課	0829-20-1610			
職能団体	大竹市医師会	739-0612	大竹市油見三丁目6-8	0827-52-3893	医師会	
	佐伯地区医師会	738-0015	廿日市市本町5-1	0829-20-0030		
	大竹市歯科医師会	739-0605	大竹市立戸1-3-10 みどり歯科医院内	0827-52-8110	歯科医師会	
	佐伯歯科医師会	731-5136	広島市佐伯区楽々園4-13-14 新田歯科医院内	082-921-7778		
	佐伯歯科医師会 廿日市支部	738-0053	廿日市市阿品台1-12-36 あかぎ歯科医院内	0829-38-1881		
	(公社)広島県獣医師会佐伯支部	739-0474	廿日市市大野町土井995-4	0829-55-1515	獣医師会	
	(公社)広島県薬剤師会大竹支部	739-0611	大竹市新町二丁目6-6	0827-53-3357	薬剤師会	
	(一社)廿日市市薬剤師会	738-0033	廿日市市串戸二丁目17-5	0829-32-0300		
	(一社)広島県医薬品登録販売者協会広島西支部	731-5101	広島市佐伯区五月が丘三丁目1-22	082-941-3176	医薬品登録販売者協会	
	(公社)広島県看護協会廿日市支部	738-0033	廿日市市串戸三丁目13-5 プティ・リビエール101号	0829-30-7222	看護協会	
	西部保健所管内地域活動栄養士会	738-0035	廿日市市宮園四丁目12-5	0829-39-3529	栄養士会	
	広島県歯科衛生士会廿日市地区会	731-5135	広島市佐伯区海老園二丁目16-10 隅田まさこ方	090-3744-3457	歯科衛生士会	
	同業組合	広島県クリーニング生活衛生同業組合	730-0856	広島市中区河原町1-26 環衛ビル5F	082-234-1755	クリーニング生活衛生同業組合
		広島県興行生活衛生同業組合	730-0856	広島市中区河原町1-26 環衛ビル7F	082-293-9919	興行生活衛生同業組合
広島県公衆浴場生活衛生同業組合		730-0856	広島市中区河原町1-26 環衛ビル5F	082-293-7848	公衆浴場生活衛生同業組合	
広島県美容業生活衛生同業組合		730-0856	広島市中区河原町1-26 環衛ビル	082-296-2220	美容業生活衛生同業組合	
広島県理容生活衛生同業組合		730-0856	広島市中区河原町1-26 環衛ビル	082-296-1001	理美容生活衛生同業組合	
広島県理容生活衛生同業組合安芸支部		736-0083	広島市安芸区矢野東4-7-18-104	082-888-3828		
広島県ホテル旅館生活衛生同業組合		730-0856	広島市中区河原町1-26 環衛ビル	082-296-1021	ホテル旅館生活衛生同業組合	
廿日市食品衛生協会		738-0004	廿日市市桜尾二丁目2-68 広島県西部保健所内	0829-31-1152	食品衛生協会	

区分	名 称	〒	住 所	TEL	団体の種類等
自 主 組 織	大竹市食生活改善推進協議会	739-0692	大竹市小方一丁目11-1 大竹市役所 保健医療課内	0827-59-2140	食生活改善推進協議会
	廿日市市食生活改善推進員連絡協議会	738-8512	廿日市市新宮一丁目13-1 あいプラザ	0829-20-1610	
	大竹市公衆衛生推進協議会	739-0692	大竹市小方一丁目11-1 大竹市役所 環境整備課内	0827-59-2112	公衆衛生推進協議会
	廿日市市公衆衛生推進協議会	738-0014	廿日市市住吉二丁目2-16 廿日市市民活動センター内団体事務所	0829-31-0040	
	廿日市市大野公衆衛生推進協議会	739-0492	廿日市市大野一丁目1-1 廿日市市大野支所生活産業課内	0829-30-2009	
	廿日市市佐伯公衆衛生推進協議会	738-0292	廿日市市津田1989 廿日市市佐伯支所環境産業グループ内	0829-72-1115	
	廿日市市吉和公衆衛生推進協議会	738-0301	廿日市市吉和3425 廿日市市吉和支所環境産業建設グループ内	0829-77-2114	
	廿日市市宮島公衆衛生推進協議会	739-0595	廿日市市宮島町1165 廿日市市宮島支所環境産業グループ内	0829-44-2003	
	廿日市市精神障害者家族会 さくら会	738-0043	廿日市市地御前北一丁目8-27 橋本 チセコ様方	0829-39-0250	精神障害者家族会
	佐伯地域精神障害者家族会 こぶし会	738-0203	廿日市市津田1989(窓口:佐伯支所)	0829-72-1118	
大野精神障害者家族会 「あいあい」	739-0437	廿日市市大野中央二丁目6-9	0829-54-1535		
広島断酒ふたば会南支部	738-0025	廿日市市平良一丁目8-21 渡藤 守様方	090-4802-1865	断酒会	
そ の 他 の	廿日市精神保健福祉ボランティア連絡会[ねこの手]	738-8512	廿日市市新宮一丁目13-1 あいプラザ	0829-20-0294	精神保健福祉 ボランティアグループ
	佐伯精神保健福祉ボランティア「そよ風」	738-0222	廿日市市津田4109	0829-72-0868	

広島県西部厚生環境事務所・広島県西部保健所事業概要(平成 29 年度)

発行年月 平成 29 年 11 月
発行機関 広島県西部厚生環境事務所
広島県西部保健所
所在地 〒738-0004 廿日市市桜尾二丁目2-68
電話 0829-32-1181(代表番号)
F A X 0829-32-0640, 0829-32-3244

この事業概要についてのお問い合わせ先は、次のとおりです。

広島県西部厚生環境事務所・西部保健所

(窓口 厚生課厚生推進係)

電話:0829-32-1181 内線 2315 FAX:0829-32-0640